

情長楮短幸惟

鑑納是荷

判

西土一千六百十三年仲夏書、印、上ニナシ紙アリ、

一、伊伽羅諦羅へ、御返書可被遣旨被仰出候、いから國色々ニ名ヲ申候間、書付越候へと、後庄三迄申遣候處ニ、あんしかさふ、かきつ
け來國ハいうらたいら、又ハ、げき、ほろさんとも申候、いつきも、國
ハ一つ、かハ二つ御さ候と、うきつけ上ル間、當字ニ如上書遣ス、
伊伽羅へ御書下書、八月廿八日、御前へ御目ニ掛、文舛御氣ニ入、九
月朔ニ清書スル、

日本國 源家康

復章

伊伽羅諦羅國主

To the King
of Great Brit-
tane.
Your Majes-
tys kinde letter
sent me by your
seruant, Capta-
in John Saris,
which is the
first that I haue
knowne to ariue
in anye part of
my dominyons,
I heartely im-
brace, Beeing
not a little glad
to heare of your
great wisdom
and power,
hauing 3
mightye and
plentyfull king

麾下

遠勞船使、初得札

音

貴域之治政、所上

紙墨、目擊道存、特

領數般之方物、采

納多幸、與吾邦可

修隣好、而互通商

船之示諭、宜隨所

求矣、雖隔万里之

雲濤、須齊咫尺之

封疆者乎、非薄之

domes vnder your worthie Commaund, Acknoleding your
Majestys Great bountye in sending me so vnderdeserved a present
of manye rare things such as my land affoardeth not, nether
haue I before tyme seene. The which I Receave, not as from
a stranger, but from your Maiestie, whome I esteeme as myselfe,
desiring the Continuance of Frindshipp with your highnes, And
that it may stand with your good liking To send your subjects
to anye part or porte of my dominyons, wheare they shalbe
most heartely welcome; Applauding much there worthines in
the Admirable knoledge of navigatyon, hauing with much
facellytye discovered so remote a place, being no whit amased
with the distance of so mightie a Gulfe, nor Greatnes of such
infinite cloudes and stormes, from prosecuting honorable
enterprises of discoueryes And marchandising, in which they
shall finde me to further them according to there desires.

I retorne your Majestie a smale Token of my lone by your
said subiect, desiring you to accept thereof, as from him which
reioyseth much in your frindshipp.

And wherens your Majestys Subiects haue desired certane
prinaleges for Trade and settling of a factorye in my Dominyons,
I haue not only granted to what they demaunded, but haue ginen
it vnder my braud seale For the better performance thereof. From

土宜、具別幅、投贈
之、聊表寸忱者也、
順序自齋、

my castell in Sorongo, this 4 daye of the 9 moneth and in the 18th yeare of our Darye according to our Computacion. Resting your Majesties frind, hiest Com mander in this kingdome of Japan.

Minna Monttono Yei Ye Yeas.

一五四

慶長十八、歲舍癸丑、季秋上旬、
御印、

右之書間ニ合ノ下繪ノ紙、裏ニ切薄有之、書之、一行ニ十五字、以上
十行、年號ハ一卦アケテ書之、架籠鳥子如常、上ニ、

日本國 源家康、復章

謹封、如此認也、

伊伽羅諦羅國主 麿下、

別幅

一、押金屏風 五双、

右

慶長十八、歲舍癸丑、季秋上旬、如此上々ノ鳥子ニ書之、架籠ノ内へ加へ入、九月朔日ニ御印被爲押、あんしへ被渡也、内田織部上州ノ使ニ來、

(イ) ポルトガル語にて、イギリスをイングラテルラ Inglaterra といふにより、之に従ひしなり、

(ロ) 下註の英譯文は、セーリスの日記に載せたるるところにして、アダムスの盡力によりて成りしものなりといふ、之を原文と對照するに、大體は似たれども、敷衍したる所多く、一見別書の如し、レオン、パセー著日本基督教史附録に此譯文を掲げ、字句の謙遜にして、殆んど屈從に近きは、日本人の尊大なる性質に反せること、及び書中に歐州人の思想充滿せることを擧げ、その偽書なること疑なし、といへるも一理あり、

第一節の末に、大ナル灣ノ距離遠キニモ、無限ノ雲及ビ風雨ニモ、少シモ慥カズ、容易ニ此ノ如キ遠隔ノ地ヲ發見シ得タルハ、航海ノ道ニ熟達シタル

一五五

ニヨルモノニシテ、大ニ稱賛スル所ナリ、とある前の方は、隔萬里之雲濤の直譯に近しと雖も、後の方は全く原文と相違せり、又末節の始めに、貿易及び商館の建設に關する特許のことを掲げたれども、原文には何等類似の語なし、

一五六

(ハ) 本文によれば、此書は八月二十八日に下書を作り、九月朔日に清書し、同日印を押ししものなり、セーリスが江戸より駿府に歸り着きしは、八月二十五日なれば、本書は其督促によりて、直に作りしなるべし、セーリスが之を受取りしは、九月五日なりしこと、その日記に見えたり、譯文の日附九月四日とあるは、之が爲めなるべし、

(ニ) 此目錄は、駿府に於て受取りしが、屏風は千六百十三年十月十九日(日本曆九月十六日)京都に於て受取りし由、セーリスの日記に見えたり、又右屏風は、商會の買入れたるもの、如く、精巧ならざりしかば、内二三のみを國王に獻じ、他は商會の買入品を代用すること、あし、由、商會の決議録に見えたり、又千六百十五年に、屏風十一を競賣に附したること見えたり、右は三磅三志乃至十三磅にて賣れ行き、繪は戦争狩獵鳥類等なりしといふ、

右之外ニ、御右筆庄與三書て、御朱印被遣也、案左ニアリ

- 一、いきりすより日本へ、今度初而渡海之船、萬商賣方之儀、無相違可仕候、渡海仕付而ハ、諸役可令免許事、
- 一、船中之荷物之義ハ、用次第目錄ニ而可召寄事、
- 一、日本之内、何之湊へ成共、着岸不可有相違、若難風逢、帆楫絶、何之浦々へ寄候共、異儀有之間敷事、

Imprimis, We give free licence to the king of England's subjects, Sir Thomas Smith, Governor and Company of the East India marchants, for ever safelye to come into anye our portes, or Empire of Japan with their shippes and marchandies, without anye hinderance to them or there Goods; And to abide, buy, sell and Barter, according to there one manner with all natyons; and to Tarrye so long as they will, And depart at there pleasvres.

Item, We Grant vnto them free Custome of all such marchandies as they haue, or hereafter shall bring into our kingdom, or shall Transport to anye forrane part, And doe by these presents authorise The hereafter shippes To make present sale of there Commodityes, without further Comming, or sending up to our Courte.

Item, yf there shippes shalbe in danger to be lost and perish,

一五七

- 一、於江戸望之所ニ、屋敷可遣之間、家を立致居住、商賣可仕候、歸國之義^ハ何時に而も、いきりす人可仕^ル心中、付立置候家ハ、いきりす人可爲儘事、
- 一、日本之内ニ而、いきりす人病死なと仕候者、其者之荷物、無相違可遣之事、
- 一、荷物おしかい狼籍仕間敷事、
- 一、いきりす人之内、徒者於有

Wee will that our Svbiects not onlye assist them, But what shalbe saued To retorne it to the Captane marchant, or there assignes And that they shall build in anye part of our Empire wheare they thinke fittest, And at departure to make free saile of there howse or howses at there pleasure.

Item, yf anye of them shall die in these our Domynyons, the Goods of the deceased shalbe at the dispose of the Cape marchant. And that all offences Committed by them shalbe at the said marchants discretione to punnish. And our lawes to take no

Item, we will that ye our svbiects, Trading with them for anye there commodities, paye them according to agreement withi out delaye or retorne of there wares.

Item, All such there marchandies, which at present or here-

之者、依罪輕重、いきりすの大將次第可申付事、
右如件、

慶長十八年八月廿八日、

御朱印、いんきらていら、

此御法度書、二通被遣、一通ニ渡海ノ船ニ置之、一通ハいから國ニ可置由也、庄與三書之、大高一枚半ツキテ、ツキ目ニ、ウラニ墨印有之、あんしニ被遣之由也、與三々案紙來テ留書置也、

(イ)セーリスの日記には、千六百十三

after shalbe brought, meete for owr service, Wee will that no arest be made thereof, But that present pament be made according to agreement And at such prisies as the Cape marchant can att present sell them for.

Item, we will, that in discourye of anye other places of Trade or retorne of their shippes, They shall haue neede of men or victuals, That yee our subiects furnish them for there monye as there neede shall require, And that without our further passe They shall sett out and Goe in discourye for Yeado, or anye other part in or aboute our Empire.

From our Castell in Sorongo, This first daye of the 9th moneth, and in the 18th yeare of our Darye According to our Computacion. Sealed wynth our brande seale etc.

Minna Mottone Yei Ye Yeas.

九月九日(日本曆八月五日)十四箇條の請願書を上野介に呈し、その命によりて之を省略し、翌日更に呈せし由見えたれども、其箇條を掲げず、ブリチシ、ミューゼウム図書館寫本部に、セーリスの請願したる箇條と稱する英文の書付あり、其筆蹟を検するに、千六百十五年平戸に來り、同二十四年同地の英商館閉店の際まで日本に滞在せしジョン、オステルウ、ウィック John Osterwick の手寫したるもの、如しといふ、此書付は七箇條より成るものにして、省略したる條件の書付なるべし、セーリスの請願の日本譯の摸寫版は、パーチェーイスの廻國記に掲げあり、之を英文と對照するに、箇條の順序并に内容に於て、相違の點あれども、大體に於て同じきが故に、その英文に基つきて作りたる譯文なるは疑なし、但しパーチェーイスに、之を日本の特許狀とせしは誤なり、長崎古今集覽所載の、えけれす入津萬覺帳には、延寶元年五月二十五日(千六百七十三年七月九日)英船リターン號 Return が日本貿易復舊請願の使命を帯びて長崎に入港せし時、携へ來りし由なる、日本文の箇條書を掲げたり、近藤守重が、長崎の立山庫中に於て見たりといふ、パツピールにペンを以て書きたる書付は、即ち延寶元年に英人が携へ

來りしものなることは、外蕃通書に載せたる、伊祇利須呈書が覺帳にある箇條書と同じきを以て知るべし、又右の二つをパーチェーイスの文書と比較するに、相違するところあれども、延寶來航の際日本に携へ來りし書付は、パーチェーイスの摸寫版の寫しにして、右相違の點は、摸寫の不完全なりしと、傳寫の際に誤を生せしとによること疑なし、左にパーチェーイスの摸寫版の文とブリチシ、ミューゼアムの英文とを掲ぐ、

覺

- 一 日本へ今度初而
- 渡海仕候、萬商賣
- 方之儀御じゆん
- ろニ被仰付可被
- 下候事、
- 一兩御所様へ御用
- 之御物之儀は、御
- 目錄を以被召上

Sorongo in Japon. October the 7th.
The Coppie of such priviledges are [as ?] were demaunded of the Emperor of Japon by Gennerall Sayres in the name of the Kings Maiesties of England, for Trade in Japon, which were accordinglie graunted, As per his Charter written in the Japon Language and sealed with his Braude Seale apereth, viz.

Inprimis, That his Maiestie would be pleased to graunte free lycence to all the Subiects of the King of England that they may for ever safely come into any his Ports and Kingdoms of Japon with their Ships and marchantdize, without any hinderance to

被下候事、
 一、日本ニ而外か申候い申
 荷物(買申度物)外候は、其
 度物御座候は、其
 商人相對次第か
外か、取候(買取申候)
 い取申候様ニ被
 仰付可被下候事、
 一、日本人といさり
 すの者、けんくわ
外無候は、理非を
 仕出候は、理非を
 御せんさく被成、
外利候ニ
 理非次第有體ニ
 被仰仕可被下候
 事、
 一、いさりすへ歸國
 仕度候は、何時ニ

of this land take no hold either of their persons nor goods, but to be referred to the sayed Cape marchants discretion.

4. Item, That all bargaynes made by them shalbe firme, and that no mann retorne their wares, but paye for them according to agreement.

5. Item, to graunte for himselfe and for his heires That all such marchantdizes as are meete for his Service, that noe arrest may be made thereof, but to give present accompt at such prices as they *[sic]* marchant could sell them for redy monney.

6. Item, That for such marchantdize as the Realme of England affoardeth, whereof a particuler hath byn delyvered, it may be knowne what sorts and quantities he will have yerely brought, and that a certaine price may be agreed vppon, which shall accordinglie be perforemed.

7. Item, That in discouery of any other places of Trade or retorne of owre owne Ships, they shall have neede of either menn or victualls for accomplishing thereof: That Comaunde may be given that they may be furnished thereof as their

可被下候事、
 一、於日本いさりす
外舟
 ふねの荷物をし
外ひ
 かいらうせき不
 致様無に被成可被
 下候事、
 一、いさりすふね大
外ひ
 風にあい、日本の
 内何れのみなと
 へ着申候共、無相
 違様ニ被仰付可
 被下候、何方ニ而
 も望のみなと外へ
 家をたて、買買可
 仕候間、御屋敷可

them or their goods, and to abide, buy, sell and exchange according to their owne manner with all nations whatsoever, and to tarrey soe long as they will and depart at their pleasures, And that all such marchantdize as they have or herwafter shall bring into his Kingdomes, or shall transport to any forraigne part, to be free of all Costomes whatsoever. And that the hereafter Ships may make present sale of their Comodeties without further order or sending vp to his Maiestie.

2. Item, If their Ships shalbe in draunger to be lost and perish and shall stand in neede of his subiects helpe, that Comaunde may be given to assist them, And what shalbe saved to retorne to the marchants. And that he would give a suffitient platt of grounde to build vpon; and the same howse to be at the disposing of the Cape marchant, to make sale of at their departure out of the Countrie.

3. Item, Yf any of them depart this life, he to whome the Cape marchant shall saye his goods belonge shall possesse the same. And for any offence Comitted by them, that the Justice

而も歸國仕候様
 = 被成可被下候
 事、但歸國仕候時
 は、立申候家を外た
 まはり(免)候て歸申候
 様 = 被成可被下候事、

needes shall require vppon resonable sattisfaccion without any other further troble. And that his Maiestie will graunte his free passe for Eadsso, an Iland neere adioyning his Domyinions yett unknowne.

Jo. Sayres

か 外外か び
 し 外外ゆ び
 さ 外外い び
 せ に 良 ん
 外外ゆ すん ん

本文の法度書は、右セーリスの請願したる條々に基づきて作りしものなるべし、日附は八月二十八日なるを、譯文には九月一日となせり、家康の書翰の日附を九月四日とせし例によりて考ふれば、之をセーリスに交付せしは九月一日(西洋曆の十月四日)又は二日なりしならん、セーリスの日記には、十月八日の條に、貿易の特許狀を受取りたることを記し、其譯文を載

せられたるも、九月三十日より十月七日までの記事缺げたれば、合叙したるものなるべし、又十月八日より前に受取りたりとすれば、英文の請願書に十月七日とし、日本文の特許狀の通許可せられたりと記せるをも解することを得べし、

今此法度書と、セーリスの掲げたる譯文とを對照するに、箇條の順序及び内容に於て、相違の點尠からず、殊に譯文の第一項及び第二項は、原文の第一項第三項に相當すれども、一層精密なると、譯文の末項は全く原文に存せざるとは、最も甚しき相違の點なり、

又請願書の原文を、其譯文及び此法度書と比較するに、第一項諸税免除第三項病死者の遺産處分、并に治外法權認容の三點は、請願書の譯文にはなくして、法度書には之を掲げたり、而して請願書の原文と、法度書の譯文とは殆んど同一にして、後者は前者より作成せしもの、如き觀あり、

(口) 此法度書の一通は、英國に置く爲めに與へたりといへば、セーリス歸國の際携へ歸りしならん、パーチニス廻國記に請願書と特許狀とを混同せしも、是が爲めなり、延寶元年の使節が携へ來りし寫の原書を所持せざるか

と尋ねられし時、平戸引上の際之を日本政府に返上したりと答へし由なるが是は誤にして、英國に於て紛失せしならん又一通は來航の船に備ふる爲めなりしといふ、千六百十六年英船入港後、商館長コックス江戸に上り、同年九月二十三日(日本曆元和二年八月二十三日)特許狀を得たり、但し舊特許狀は再び交付を受くること能はずして去りしといふ(コックス日記參看)右一通は即ち此時幕府に收めしならん、今參考の爲め、新特許狀を英國インド事務省藏の譯文と共に左に掲ぐ、コックスは始め其内容を舊狀と同なりと信ぜしに、浦河滯在中、京都駐在の館員より、京坂地方に於て、外國人との直接取引を禁ずる命令出し由を急使を以て通知せしにより、遽に僧侶に依頼して之を俗文に譯せしめ、始めて貿易を平戸に限定せられしことを知り、驚いて、江戸に引返し、舊權の回復を請ひしが、終に其效なく、翌年秋伏見に上り、同様の運動をなししが、亦成效せざりしといふ、

台徳公賜伊祇利須御
朱印載條(外番通書)
1. Be
yt knowne
unto all men,
that the Eng-
lish nation
throughout
all Japon, in
what part
thereof soeve-
er they arive
with [their]
shipping,
shall with all
convenyent
speed [they
can] retyre
to the towne

一、自伊祇利須至日本國

- 渡海商船、平戸可賣買
- 他處不許之、縱令雖遭
- 風波之難、至本邦之地
- 不可有異儀、并諸役免
- 除之事、
- 一、船中資財、隨所思、以目
- 錄可召寄事、
- 一、不可有押買、狼藉事、
- 一、彼國人若有病死之輩
- 者、其荷物不可有相違
- 事、
- 一、船中商客、於有罪科者、

[and port] of Firando, there to make sale of their marchandiz, defending all other places and parts whatsoever in Japon otn to receive any of their goods nor marchandiz ashore, but at Firando only.

2. But yf it fortune through contrary wynds [or bad wether], their shiping arive in any other port in Japon, that they shalbe frendly used, in paying for what they take [or buy], without exacting any ancoradge, custom, or other extraordenary matters whatsoever.

3. That yf the Emperour needeth any thing their shiping bringeth, that it shall be reserved for him in paying the worth therof.

4. That noe man force [or constrain] thenglish to buy nor sell with them, neither thenglish the like with the Japons, but that both parties deale the one with the other in frendly sort.

5. That yf any of the English nation chance to die in any part of Japon, that, the good, monies, and marchandiz, or whatsoever else is found to be in his custody at the hower of his death,

任其國法可隨船主心

事

右可相守此旨者也

元和二年八月二十日

御朱印

shall be helde to be or belong to
hym (or them), unto whome the
Capt., or Cape merchant of theng-
lish nation, sayeth it belongeth
unto.

6. That of there be any dif-
ference or controvercy [be it of
life and death or otherwais]
amongst the English aboard their
shippes, or aland, yt shall be at
the disposing of the Capt. or Cape
merchant, to make an end thereof,
without that any other justice in
Japon shall tuch them, or meddell
in the matter.

7. The conclusion is, to comm-
and all tonos (or kings), gover-
nors, and other officers in Japon
whatsoever, to see the premesies
afforsaid accomplished.

一六八

一、呂宋へ御返書可被遣旨御説也、呂宋ノ使者ハ少御意ニ不入様
子也、其子細ハ、呂宋逃亡ノ人、日本ニ餘多有之ヲ、ツレ歸リ度と申
候故也、書面ニハ左様ニハ無之トノ御不審也、御返書下書九月朔
日ニ掛御目候、文體御意ニ入、九月三日ニ清書スル、

日本國 源家康 報章

呂宋國主 麾下

遠書到來、披閱數過、三般之方物、領納惟幸、

其地逃亡之士、來住于吾邦之示諭、即依所求、其身下可還郷之
命也、吾邦之商士、於

其地有非法者、任國政可有其沙汰、彌商船往來、互不可有隔礙、

委悉付上野介正純筆舌而已、順序自齋、

慶長十八、歲舍癸丑、季秋上旬、

右之書、間ニ相鳥子、下繪有之、裏ニ切薄有之、十一行也、一行ニ十五
字也、加籠鳥子也、上書ニ、

日本國 源家康 報章

呂宋國主 麾下

謹封、如此相認也、九月四日ニ御印

被爲押、九月五日ニ相認、本上州之内、内田織部ニ渡之、

一六九

(イ) ルソンの使者の事は第一四三頁に載せたり、参看すべし。
 (ロ) セーリスの日記に、日本ハ自由ノ國ニシテ、何人ヲモ強ヒテ國外ニ放逐スルコトナシト云ヒテ、大使ノ求ニ應ゼザリキ、但大使ノ訓諭ニ從ヒテ去ラント欲スルモノハ、之ヲ留ムルコトナカルベシ、と皇帝が答へし由を記せり、然れども此書翰によりて、右は傳聞の誤なることを知るべし。
 又同日記に、大使ハ豫定ノ期日間駿府ニ滞在セシガ、答書ヲ得ルコト能ハズ、失望シテ去リシニ、海岸長崎をいふニ着シテ後、之ヲ得タリ、とあり、使者は駿府を去りし後、南下し、十月末日頃下關に至り、同所より陸路長崎に向へり、是より先き、九月七日、其乗船は長崎に於て大風の爲めに覆没せしといふ、(大日本史料第十二篇之十一、第四〇三頁、及び第六五一頁参看、)

一、上野殿、呂宋へ之返書、被頼申候爲、調遣ス、

日本國 臣上野介藤原 正純、復章

呂宋國執事閣下、

華翰繙閱、親窺

嚴旨、不違先契、遠勞使節、被献信書、方物於吾

國主、即裁

答書、見謝

惠意、微臣亦領數般珍産、恩荷惟重、伏承

貴國逃亡之士、來住

本朝、實不義也、以示諭、即聞吾

國主、被加速、可還郷之

嚴命者也、

本朝之商士、於

貴域有非法者、任

國政可有追却、乃是吾

國主之命也、莫訝

本朝之士宜腰刀大小見投贈

貴國主宜有吐露微臣亦獻綿衣五領背面雜色聊表寸忱者在茲順序自賚珍重

慶長十八歲在癸丑季秋上澣

右之書間ニ合鳥子ニ書之無下繪鳥子也廿二行一行ニ十五字加籠同前チイサキ也上書アリ如常此書九月三日ニ内田織部ニ渡之

一、後庄三ノ呂宋へ之返書被賴候間調遣也

日本國 後藤庄三郎光次、回翰

呂宋國執事 閣下、

華絨落手、圭復薰閱去歲來

朝之商船歸帆無恙不日着岸之告報尤大幸也不違例年使節來享聞吾

國主方物嘉領使節拜禮

兩國商船之往還綿々而無絕期祝々抑

貴域逃亡之士栖止于

本朝爲匡其所犯可還國之告諭與執事正純相議而承

國主之命應來意者也勿訝猶有所求之事者依 告可達特領

珍產不堪感佩誠恐頓首不悉

慶長十八歲在癸丑季秋上澣

右十四行也一行十七字常ノ鳥子ニ書之架籠同前上書同前九月三日庄三八渡之也

追啓

一七四

綿衣三領、背面雜色、献上

貴國主、雖爲薄物、聊報厚惠、

奏達惟幸、誠恐不悉、

慶長十八、歲舍癸丑、季秋上澣、

後藤庄三郎光次、

拜献

呂宋國主、

執事奏達、

此追而狀、九月九日、申來候間、相認遣之也、

一慶長十八癸丑十二月廿二日之夜、於江戸新城、大御所様被
仰出、伴天連、追放之文製之、其夜從鷄鳴至干曙天、文成矣、翌日廿三、

献 御前願文云、

乾爲父、坤爲母、人生於其中間、三才於是定矣、夫日本者、元是神
國也、陰陽不測、名之謂神、聖之爲聖、靈之爲靈、誰不尊崇、况人之
得生、悉陰陽之所感也、五體六塵、起居動靜、須臾不離神、々非求
于他、人々具足、箇々圓成、迺是神之體也、又稱佛國不無據、文云
惟神明應迹國、而大日之本國矣、法華曰、諸佛救世者、住於大神
通、爲悅衆生、故現無量神力、此金口妙文、神與佛其名異、而其趣
一者、恰如合符節、上古緇素各蒙神助、航大洋而遠入震且、求佛
家之法、求仁道之教、孜孜屹屹、而內外之典籍、負將來、後來之末
學、師々相承、的々傳受、佛法之昌盛、超越於異朝、豈是非佛法東
漸乎、爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非雷渡商船而通資財、叨
欲弘邪法、惑正宗、以改域中之政號、作已有、是大禍之萌也、不可

一七五

有不制矣、日本者神國佛國、而尊神敬佛、專仁義之道、匡善惡之法、有過犯之輩、隨其輕重、行墨劓荆宮大辟之五刑、禮云、喪多而服五、罪多而刑五、有罪之疑者、乃以神爲證、誓定罪罰之條目、犯不犯之區別、纖毫不差、五逆十惡之罪人者、是佛神三寶、人天大衆之所弃捐也、積惡之餘、殃難逃、或斬罪、或炮烙、獲罪如是、勸善懲惡之道也、欲制惡々易積、欲進善々難保、豈不加炳誠乎、現世猶如此、後世冥道、閻老之呵責、三世諸佛難救、歷代列祖不奈、可畏々々、彼伴天連徒黨、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善、見有刑人、載欣載奔、自拜自禮、以是爲宗之本懷、非邪法何哉、實神敵佛敵也、急不禁後世必有國家之患、殊司號令不制之、却蒙天譴矣、日本國之内、寸土尺地、無所措手足、速掃攘之、強有違命者、可刑罰之、今幸受天之詔命、主于日域、秉國柄者、有年於茲、

外顯五常之至德、內歸一大之藏教、是故國豐民安、經曰、現世安穩、後生善處、孔夫子亦曰、身軀髮膚受于父母、不敢毀傷、孝之始也、全其身乃是敬神也、早口彼邪法、彌昌吾正法、世既雖及澆季、益神道佛法紹隆之善政也、一天四海宜承知、莫敢違失矣、

慶長十八、龍集癸丑、臘月 日、

御朱印

右清書者大鷹也、將軍秀忠様之御印也、日本國中諸人可存此旨之御証也、板倉周防守持是上洛也、追放之搯奉行、大久保相模守也、相州次之正月三日、立小田原上洛、其後御改易也、相州蟄居江州小邑、

(イ) バゼ 著日本基督教史には、皇帝ノ命令ハ千六百十四年一月二十七日、京都ニ於テ公布セラレタリ、とあり、同日は慶長十八年十二月十八日に當レリ、何か誤あるべし、

當時京都には、耶蘇會のバードレ八名、イルマン七名ありしが、千六百十四年二月十一日(慶長十九年一月三日)七日以内に出發して長崎に至るべしとの命を受け、同月二十一日出發し、伏見のサンフランシスコ派の宣教師、及び大坂の耶蘇會、并にサンフランシスコ派の宣教師、其他同宿及び重なる基督教徒等と共に、十一隻の船に乗りて大坂を發し、三月十一日長崎に着せり。豊後肥前その他にありし宣教師も、次で長崎に集り、同年十一月上旬、一同日本を去れり。その内マニラに向ひて出發せしは、耶蘇會員二十三名、ドミニコ派員二名、フランシスコ派員四名、アグスチノ派員四名にして、マカオに向ひしは、耶蘇會員六十二名なりき。右の外に、密に日本に滞在せしもの、耶蘇會員二十七名、ドミニコ派員七名、フランシスコ派員七名、アグスチノ派員六名なりき。マニラに追放せられし日本人の内には、内藤飛驒守如安、高山右近、大友祥等もありき。

(口) 板倉重宗は、天正十二年に生れ、慶長十四年、從五位下周防守に叙任せられたり。元和六年、父勝重に代りて京都の所司代となり、承應三年に至るまで、三十五年間其職に在りて、能く其任を盡せり。明曆二年十二月一日病歿せ

(ハ) 大久保忠鄰なり、忠鄰は、天文二十二年に生れ、幼より家康に仕へて屢々功あり。文祿二年小田原に移り、七萬石を食み、慶長五年相模守に任ぜられたり。忠鄰は家康秀忠に仕へ、威望高かりしが、本多正信之を忌み、慶長十八年基督教徒處分の爲め京都に至りし不在中に、乘じ其邸を搜索し、謀叛の證據を得たりと稱して、其封を奪ひ、之を江州に配せり。忠鄰は、慶長十九年正月十七日京都に入り、宣教師を放逐し、會堂を毀ちて、教徒の處分に從事せしが、二月二日、所司代より右の命を聞き、家臣を江戸に歸らしめ、自ら配所に就けり。後其冤を辨せしが、遂に聽かれず、寛永五年二月配所に歿せり。

一、慶長十九甲寅八月十三日、黒舟^イ之加飛丹、詣于駿城賀禮、捧方物、書札無之。

(イ) 是歲五月(西洋曆六月)、マカオの定航船長崎に入港せり。船長は諸人の勤めに任せて自ら出府せず。次席の書記に、ポルトガル人六名を副へ、高價の贈物を携へて、駿河に至らしめたり。本文に加飛丹といふは此人を指せるな

らん(バゼ)著日本基督教史第二七七頁參看

千六百十四年十二月二十日、平戸發サリスベリー卿宛コックスの書翰には、同年入港ノ葡船ハ、商品ヲ多ク搭載シ、又皇帝ニ贈ル品物ヲ載セ來リシガ、皇帝ハ之ヲ納レズ、又使者ト語ラザリキ、とあり、末項は傳聞の誤なるべし。

一、同九月朔日、阿蘭陀^{イギリス}也。船使、詣駿城賀禮、捧土産重疊、兩虎献之、併兩共ニ江戸へ被遣、此時下捧書簡。

(イ)千六百十四年八月六日、オランダ船オウド、ゼーランヂヤ號外一隻、平戸に入港せり、スベック同船にて再び渡來し、ブルワーに代りて商館長となれり、日本曆九月朔日は、西洋曆の十月四日なり、エルベルト、ワウテルセ、ン、マタイス、ラン、ブルック等使者として出府せしこと、大日本史料第十二篇之十四、九月一日の條にあり、參看すべし、當時日本に在りし英人の書翰に、イギリスの使者謁見の事を載せず、本文にイギリスとあるは誤なり。

(元和七年)

一、酉九月廿四日、土井大炊助殿より、楠加兵衛使ニ被越候、天川より上様へ使者ヲ上候、則大炊殿へ書狀來候とて、案ヲ見セニ被下候、案左ニ留之、

乍恐一書申上候、然者去年以使札御禮申上候處ニ、上様に御懇之御取成故、御服なと拜領仕、外々と申、恭次第ニ奉存候、殊更御手前様より、御懇之御書被下候、致拜見皆々忝奉存候、當年も使札進上仕候、就其先年ハ、黒船渡し候へ共、近年ハ、おらんとたのばはん舟十三そ、う、海中ニうかめ居申候ニ付而、大黒船ハ不成罷、小舟よて渡し何共迷惑仕候間、おなしくはばはん舟平とよ不置召候様ニ、被仰付被下候は、忝可存候、おらんとたのははん斗仕候ニ付而、余國ニハ置不申候故、平とよ居申

候、又白糸なとも、近年ハおしうい之様ニ被成迷惑仕候、右之
通被分聞召候様ニと、天川中奉仰候、恐惶謹言、

酉ノ六月廿五日、

天川年寄三人、

土井大炊助様、

右ノ書ノ返書ヲ、楠加兵衛手跡ニテ、大炊殿御内存之通書付持參
被申候、案左ニアリ、

華札披覽珍重候、仍去年使者被指上候處、御目見、特吳服被下
義辱之旨、得貴意候、然ハ當年も使者被差越候、各申談遂披露
候處、御前へ被召出仕合殘所無之候、次先年者黒船被渡候得
共、近年おらんた洋中ニ浮候故、大黒舟不成渡海由被申越候、
日本近所ニ而ハははん不仕様ニ被仰付候、將又白糸押買之
由ニ候、左様之義當國ニては無之候、如前々ニ候間可有其心

得候、猶口上申宣候、恐々謹言、

九月廿三日、

大炊助利勝、

天川年寄中、

此心ヲ文章ニ直シ、返書調候様ニとの義也、心得申候、明日持參可
申由、口上ニ返事申候、而楠加兵衛戻ス也、

日本國 臣大炊助藤原利勝、報章

天川港知府事三員、

披芳帖、窺來意、眷々之志趣、已見于辞矣、使節來謁、諸臣相共奏
吾

日本國主大樹源君、而而禮肅爾、去歲之來使、蒙

恩榮而歸郷、各滿懷尤珍重、抑黒船之渡海、先自是雖無寇讎之
妨、至近年者、賊船數艘相浮于海上、大船之往來不任其心、并白

絲之賣買欲及押奪之示諭、日本近々之海上者、依國主之命、堅制止海寇矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不成非義之趣、先制已嚴重也、

國中爭有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七、歲在辛酉、九月 日、

大炊助藤原利勝、朱印、

右ノ下書、翌日廿五日ニ大炊殿へ持參對面、文體入御意、數刻茶話、同晦日、荒木虎之助使ニテ、右ノ下書行ニコノミモ無之ニ付、清書賴候由申來、則間ニ合鳥子ニ書之、以上十三行也、架籠如常相調、十月朔日ニ清兵衛ニ持セ、大炊殿へ進候也、

(イ) 土井利勝なり、利勝は天正元年に生れ、幼より秀忠に仕へ、慶長十年、從五位下大炊助に叙任せられ、老中に列せり、慶長十五年封を佐倉に賜ひ、漸次食

祿を増し、寛永十年古河に移り、同十五年大老職に補せられたり、正保元年七月十日病歿せり、

(ロ) 千六百十九年の夏、イギリス、オランダ兩國の間に協約 Treaty of Defence を結び、兩國の東インド商會は、モロッカ諸島の貿易の利を分ち、又聯合艦隊を編成して、極東にあるポルトガル、イスパニヤ兩國の船艦の攻撃に當ることとを定め、聯合艦隊は兩會社各十二隻の船を出し、その一部はバタビヤ港に、一部は平戸港に碇繋し、時々出動してポルトガル及びイスパニヤの船を襲ひ、戦利品は兩社に折半分配することとなせり、此協約締結の報知のバタビヤに達したるは、千六百二十年三月末にして、同所の兩社東洋本部は直に細條を定め、艦隊を出動せしめ、その一部は、同年七月下旬平戸に入港せり、其後平戸を根據地として、冬期東北風に乗じて南航し、マニラ、マカオの商船捕獲を務めしが、千六百二十二年に至りて、聯合艦隊は解散せられ、平戸にありし兩國の船は、各任意の行動を取れり、

一寛永元年、甲子、三月廿四日、土井大炊殿ヨリ御用之間、可登城由

使者來、即午刻出仕、大炊殿主計殿信濃殿對談、上意之趣者、伊須波ヨリ使者來朝、薩摩へ着岸、長崎之代官長谷川權六所勞ニテ在京故、右之使者三百人之内七八十人、京へ來御禮申上度由、望申由注進候、彼國伴天連之本國ニテ、邪法ヲ可弘内存在之歟、日本ニ彼門徒ヲ御禁制嚴重之上、御對面不入義歟、可分別由、仰出之旨、三人被仰聞候、一段御尤ト申上、然者權六迄、其趣紙而ニ、御年寄衆ヨリ可被仰遣候間、案文調へ、御右筆ニ書セ可申由、大炊殿被仰候間、即席ニ案文調へ、武部傳内ニ書セ、大炊殿へ渡、案在左、

今度自伊須波差渡使節、欲修聘禮、以實註之來、即相議而達上聞、則往年彼國所懇求者、商舶往來、兩國之珍産、相互市易賣賣之一件耳、然以邪法頻欲誑風俗、所制止先已畢、強及其企者、非彼國之偽謀乎、不收聘禮也、云々、

此奥書留少々在之、歸後暗ニ書留之故、奥を略ス、次日廿五日又登城、大炊殿主計殿信濃殿對談、昨日之下書、叶、上意、奥之書留不收聘禮也、迄ニテ能候ト、上意之旨也、爲後之覺記之、

- (イ) 井上主計頭正就なり、正就は天正八年に生れ、幼より秀忠に近侍し、元和元年、從五位下主計頭に叙任せられて政治に參與せり、三年老中に列し、八年遠江國横須賀に於て五萬二千五百石の領地を給せられたり、寛永五年八月十日、殿中に於て刺されて死せり、
- (ロ) 永井信濃守尙政なり、尙政は天正十五年に生れ、父直勝と共に家康に任へ、次て秀忠に任ふ、慶長十年從五位下信濃守に叙任せられ、後屢々封を加へられ、元和八年老中に列せり、寛永二年父卒して後其封を繼ぎて古河城に居り、十年淀城に移れり、萬治元年致仕し、寛永八年九月十一日歿せり、
- (ハ) フリッピン諸島政府は、日本との關係を密にし、貿易の隆盛を計らんと欲して、千六百二十三年(元和九年)司令官ドン、フェルナンド、デ、アヤラ Don Fernan-

do de Ayala 船長ドン、アントニオ、デ、アルセ Don Antonio de Arce をして、皇帝

に贈る爲め、總價七千二百五十ペソの金品を携へて、日本に使せしめたり。船は薩摩に着せしが、當時基督教徒の迫害盛にして、上府の時機にあらざるを見て、領主の保護の下に薩摩に滞在せり。島津國史卷二十四に載せたる左の記事は、此使節に關するものなり。

元和九年八月十日、發船至山川海上、下棧、遶山川五里、遣蠻人二人和人四人、請入港、伊地知四郎兵衛重堅、寺山出羽守、豐命、頼娃、拵宿等處、艫小舟數十、施百緋引、蠻船到山川港、船中載錦襦、白絲及白砂糖、黑砂糖等物、蠻人二百四十餘人、和人三十人、共乘一艘、自言風勢不便至此、將適江戶、不願適長崎也、(中略)

蠻客泊山川港六十餘日、其中二人、曰止牟、邊留奈牟止、曰止武、安牟、太子仁與、蓋夥長也、冬十月十九日、二人爲警告老中曰、惠寸波仁也、國帝王、遣使謝日本將軍様、伏乞貴國使人導至江戶、

翌年二月、一行の中數十名、長崎を経て上京の途に就きたり、

(二) 長谷川權六藤正なり、藤正は左兵衛藤廣の甥なり、慶長十九年十二月、藤廣堺の奉行に任ぜらるゝに及び、其推舉により、長崎奉行の代官となり、寛永

二年に至るまで、其任にありき、使節はフイリ、ホ四世の即位を報じ、新に貿易に關する協商をなさんが爲めに來りし旨を通ぜしと雖も、幕府は豫ねて、イスパニヤ人が、名を貿易に籍りて、基督教宣布に務めしを憤りしが、故に、使節上京の報に接し、着を待ちて之を引見することを好まず、本文の處置に出でたるを以て、長谷川權六は途上一行に會し、幕府の命を傳へて、直に引返し歸國せしめたり、幕府は次で、イスパニヤ人及びポルトガル人を國外に放逐せしめれば、マニラ貿易は是に於て全く絶えたり、(バゼー著日本基督教史第五八五頁至第五八七頁參看)

一、寛永四年卯九月十七日ノ晚、大炊殿、雅樂殿、和泉殿、各振舞ニ御出也、右ノ御三人、永喜道春、加リ、阿蘭陀ノ書ヲ上ケ候、是ハ松浦肥前取次、其書、ジャワノ又内ノ者ノ書タル書ニテ、文言以下カナマシリニ書候、ジャワハ阿蘭陀等輩ノ國ナレトモ、阿蘭陀ニハ文字ナキユヘ、ジャワヘアツラヘ書セ候由也、阿蘭陀ヨリモ、直ニ日本

國主へ書ハ有間敷事也、況ヤジャロノ又内ノ者ノ書ヲ上ケ候事ハ不聞事也、色々不審之處ニ御内ノ者ト書候ハ、日本國ノ内ノ者ト存知書候ナト、色々申候へ共、兎角書無禮、其上盗人國ニテ、諸事不聞事ニテ、松浦トモ間不可然由ニテ、取次ナク、被追戻也、日本眞ケノ志アラハ、重而松浦取次ニテ可來朝由、可被仰渡ニ談合相究也、上様へ上ケ候書簡ハ、一覽以後永喜懷中被歸候故、留書不成候、大炊殿へ上ケ候書其翌日借ニ遣、左ニ寫置、本文ハ則返ス也、上様へ上ケ候書モ、大形此文言也、日ノ下ニ御内ノ者ト書候ガ替也、雅樂殿へ上ケ候書簡、猶以此文言同前也、

一書令啓上候、仍從先年不相替御懇意之段、忝次第候、然者おらんだ人日本へ罷渡事廿八年餘、大御所様左大將様將軍様以來、御かけを以、御懇之、御詫無相替儀通不淺存候、爲御禮、

兩上様へ此使者おとなかしら、ひいとる、ぬいつ、ごべるなどふる、下使かひたん、ひいとる、むふづる、兩人のもの差渡申候、此者從手前、兩上様へ狀さし上可申候條、是又可然様ニ奉願上候、

一、貴殿様御かけならては、此使者罷成間布候條、乍恐御手前より、萬端御下地を以、おらんだ人外聞能様ニ奉頼候、如此中、於先様も被加御不便可被下候、重恩之所ハ、何事ニ而も被仰付候は、不嫌時日、御奉公可仕候、

一、今日迄ハ、おらんだ人ためにハ、乍緩怠親のことくに、御下地を以、何事もけん法ニなし被下候、於先様ハ、彌無御相違、偏に貴殿様奉頼上候、以來又ほるときす、なんばん人、異國人のため、何體の儀申上候由、被聞召分、兩上様御前に而、おらん

だ人外聞能様ニ被仰分候而可被下候、

一、此狀ニ相添、貴様御目をかけられ候しるしに、おらんだ國の金のくさり一、并細物相添進上申候、少分之儀ニ候へ共、御請取可被下候、委者使者可申上候、恐惶謹言、

しやまの嶋の内、はたあひやの城ヨリ、

年號千六百廿年五月十日、

ひいとる、からへんてゐる、

高佐人首土井大炊頭様、

右之本文則、大炊殿へ返進スル也、

(イ) 酒井忠世なり、忠世は元龜三年に生れ、天正十八年より秀忠に任へ、慶長十二年雅樂頭に任ぜられたり、後上野國厩橋城に移り、十二萬五千石を食み、老中に列して、重く用ひられしが、寛永十一年、罪を獲て職を罷め、十三年三月十九日歿せり、

(ロ) 藤堂高虎なり、高虎は弘治二年に生れ、始め佐渡守と稱せしが、慶長十一年八月改めて和泉守に任ぜられ、同十三年伊賀伊勢に食邑二十二萬石を給せられたり、家康秀忠家光三代の間重く用られ、寛永七年十月五日歿せり、
(ハ) 林信澄なり、東舟と號す、羅山の弟なり、天正十三年に生れ、慶長十三年駿府に於て家康に謁見し、十七年、江戸に至りて儒官に擧げられたり、寛永十五年八月十五日歿せり、

(ニ) 林信勝なり、羅山と號す、天正十一年に生れ、慶長十年、始めて家康に識られ、次で召されて儒官となり、大に寵用せられたり、信勝は四代に歴任し、明暦三年正月二十三日歿せり、

(ホ) 松浦肥前守隆信なり、父久信早く死せしにより、祖父式部卿法印鎮信の後を承けて、平戸の領主たり、寛永十四年五月二十二日歿せり、

(ヘ) 臺灣は、ジャバのインド總督の配下の地なれば、又内のもといひしなり、
(ト) ビーテル、ノイツ Pieter Nuyts なり、ノイツは、臺灣の長官に任ぜられ、千六百二十七年六月任地に着せり、

其頃、日本より年々臺灣に渡航する商船少からざりしが、オランダの臺灣

占領前より、同地に通商せしを理由として、オランダ人の統治權を認めず、輸出入品の關稅を納むることを拒みしが故に、ノイツは幕府と協商して、日本人の渡航を禁じ、禍根を斷たんと欲し、千六百二十七年七月下旬、臺灣を發して平戸に來り、八月十五日同所を出發し、十月一日江戸に着せり、ノイツは將軍に謁せんと欲し、逗留月餘に及びしが、十一月五日、即ち日本曆十月十一日に至りて、幕府より謁見を許さず、又其要求をも容れざる由の沙汰に接して、平戸に還り、十二月初臺灣に歸航せり、

(子) ビーテル、モイゼルト Pieter Myssert なり、

(リ) インド總督ビーテル、デ、カルベンチール Pieter de Carpentier なり、千六百二十二年の冬より千六百二十七年の秋まで、總督の職にありき、

(又) タカサゴ人の首領の意なるべし、當時我國にては、臺灣を多加佐古又は高砂と稱せり、蓋し始め我邦人の出入せしは打狗港にして、土名打狗山タカサゴより轉訛して、斯く稱へしなるべし、秀吉が招降書を送りし高山國タカサゴも亦同所を指せしならん、

(寛永四年)

一、同十一月五日、多加佐古之理加、兩上様へ御禮申上ル、供ノ者十餘人、庭上、理加一人、小縁ニテ御禮、進物虎皮五枚、毛氈廿枚、孔雀尾廿尻、進上、先御本丸、次ニ西丸御禮、義式同前、書簡ヲモ不捧也、今度渡海ノ多加佐古人、上下皆瘡瘡煩、存命不定也、理加モ相煩、御禮之時、面色イナモノ也、

(イ) 日本の商人が、臺灣に於てオランダ人の施政に反抗せしことは、第一九四頁トの註に述べたる如くなりしが、ノイツの着任後、オランダ政府は更に強硬なる態度を取らんとせしが故に、其年臺灣にありし日本船の長濱田彌兵衛は、報復の手段として、新港の土人十六人を誘ひ、其船に乗らしめて日本に歸り、船主長崎代官未次平藏に事情を報告せり、平藏は大にオランダ人の處置を憤り、終に一行を臺灣の地を獻せんが爲めに來りし使節なりと稱して、江戸に至らしめたり、

秀忠は本條に載せたる如く、新港の土人等を引見し、物を與へて之を優遇

せり、一行は長崎に歸り、再び濱田彌兵衛の船に乗りて、臺灣に向へり、同船は他の一隻と共に、千六百二十八年四月末臺灣に着せしが、ノイツは日本の目的を果さざりしに付、豫ねて彌兵衛等を恨みしが故に、密に謀りて船の武器及び舵を陸上の倉庫に納め、一行の處分に關し、平戸のオランダ商館長と協議を遂ぐるまで、船を拘禁するの策を取り、又新港の土人の生還せしもの十一人を、國事犯の罪人として禁獄し、將軍以下の彼等に與へし物を沒收せり、彌兵衛等は是に於て、歸國の許可を求むると稱して、ノイツに面會を求め、其隙に乗じて急遽之を捕へ、狼狽して爲すことを知らざりし近侍のもの數名を殺し、又兵士の大擧して來るに及び、若し攻勢を取らば、先づノイツを刺すべしと聲言せしかば、オランダ人は如何ともすること能はず、終に彌兵衛等の要求を容れ、貿易を妨害せしが爲めに生じたる日本人の損害を賠償し、新港の土人を放免し、沒收したる物品を之に還付し、又日本人に害を加へざる保證として、各五人の人質を出し、オランダの人質は日本船に乗せ、日本の人質はオランダ船に乗せ、長崎に着して、彼我的人質を交還すべく、且つ港内碇繋のオランダ船の舵を陸上げて、日

本船に害を加へざる保證とすべきを約したれば、終にノイツを釋放し、次で日本に向ひて出帆せり、オランダの人質の内には、ノイツの一子ラウレンス *Laurens* 及びモイゼルトもありしといふ、

彌兵衛等長崎に着するに及び、右事件の顛末を報告せしが、日本政府は大にオランダ人の暴狀を憤り、オランダの人質及び船員の主たるものを獄に投じ、平戸入港中のオランダ船の出帆を禁じ、平戸の商館の貿易停止を命じ、嚴重に之を監視せしめ、又臺灣の城寨の引渡又は破壊を求むる爲め、人をバタバヤに派遣せり、インド總督はノイツを招還し、次で之を監禁し、又特使を出して、百方幕府の怒を解かんとせしが、容易に其目的を達せず、千六百三十二年七月、ノイツを平戸に送り、日本政府に引渡すに及びて、始めて貿易の禁を解くことを得たり、

ノイツは其後引續き平戸に於て禁錮せられ、千六百三十六年、オランダ商館より青銅の燈臺を日光廟に献ずるに至りて、解放せられ、十一月バタバヤに向ひて出帆せり、臺灣土人の入貢及びノイツの來朝より生ぜし紛擾は、右の如く十年を経て始めて全く解決を告げたり、

異國所々御書之草案

一九八

西笑和尚製

(イ) 南禪寺金地院に、異國近年御書草案と題したる寫本あり、その表紙に、以學
按并本上州所持本寫之、慶長十三戊申七月如意珠日、於駿府功畢、と記し、そ
の第一葉に異國所々御書之草案、呂宋國之分と記し、次に書翰四通を載せ
たり、左に掲ぐるものと同じ、本書には同書より轉載せしならん。
(ロ) 豊光寺承免なり、その略傳は、緒論に載せたり、參看すべし。

呂宋國之分

日本國 源家康 回章

呂宋國郎、巴難至昔高提腰 足下、

舊年於

貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、



承兌畫像

不及刑之、令歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦者、去歲凶、徒雖作
反逆、一月之間無遺餘誅戮之、故海陸安靜、國家康寧、自

本朝所發之商船、不用可多者、可隨來意、他日本邦之船到其地、則以
此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與濃毘數般欲修隣
好、非

貴國年々往來之人、則海路難通、可希求者、依

足下指示、舟人船子、時々令往返、

貴邦土宜納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順序保裔、

慶長六年辛丑冬十月 日、

御印、

(イ) ドン、フランシスコ、テリヨ、デ、グスマン Don Francisco Tello de Guzman は、ソ、リ
ッピン諸島の長官に任ぜられ、千五百九十六年七月十四日、マニラに着し

千六百三年四月任地に於て死せり。

(ロ) テリヨよりイスパニヤ國王に上りし千五百九十九年七月十三日附、マニラ發の書翰に、商船ノ便ニ托シテ、書ヲ日本ニ送り、海賊來寇ヲ報ジ、之ガ處罰ヲ求メタリとあり、又アントニオ、デ、モルガ Dr. Antonio de Morga 著、マニラ、ピン諸島誌に、家康が薩摩の船六隻マニラに至り、支那船二隻を掠奪せし由を聞き、四百人を捕へ、之を十字架に懸けたる旨を掲げたり、この時の事なるべし。

(ハ) 慶長五年關ヶ原の戦を指せり。

(ニ) 前に引シテリヨの書翰に、當年日本商船九隻入港セリ、臣ハ如何ナル船モ、許可ナクシテ日本ヲ去ルコトヲ禁ゼンコト、及ビ自今日本ノ商船三隻以上ヲ派遣セザランコトヲ、日本皇帝ニ請求セリ、蓋シ當地ニ小麦粉等ヲ供給スルニハ之ヲ以テ十分ナレバナリとあり、家康は之を承諾せしなり、(ホ) 家康は政權を握るに及びて、フィリピン諸島の船を浦賀に寄港せしめ、又マキシコと直接貿易を開かんと欲し、宣教師を介して、フィリピン諸島長官に其意を通じ、次て本書を送り、又宣教師を使として、次に掲ぐる書翰を送

求めたり、慶長十四年前、フィリピン諸島長官ドン、ロドリゴ、デ、ビベロの乗船上、總國岩和田の海岸に於て難破し、ドン、ロドリゴ次いで家康に謁見したる時之に説いて貿易開始の爲め斡旋することを承諾せしめ、船を與へてメキシコに渡航せしめたり、同船には又サン、フラシスコ派の宣教師フライ、アロンソ、ムニョス Fray Alonso Muñoz を便乗せしめ、メキシコを経てイスパニヤに至り、政府と通商の事を協議せしむることゝしたり、ムニョスは千六百十一年末マドリッドに至り、その使命を傳へたれば、イスパニヤ政府は家康の要求を容れ、毎年商船一隻をアカプルコより浦賀に航海せしむることに決せしが、マニラの商民が貿易の利を減殺せられんことを恐れ、て之に反對し、日本人の擧取にして、之と接するの不利なること、及び貿易の利益尠きことを上奏せしと、耶穌會の宣教師等が使節が目的を達するときは、サン、フランシスコ派の勢力を増すべきを慮り、百方妨害策を講ぜしと、又慶長十八年より、日本に於て基督教徒の大迫害始りしとにより、終に商船の渡航は之を許さず、只答使を派遣し、答書及び贈物を家康竝に秀忠に贈ることゝせり、使者サン、フランシスコ派のフライ、デ、ニコ、デ、サン

タ、カタリーナ Fray Diego de Santa Catalina 等は、千六百十五年四月下旬、アカブルコを發し、八月中旬浦賀に着せしが、その齎し、使命家康の希望に副はざりしが故に、大に冷遇せられ、千六百十六年九月末出帆してメキシコに歸航せり、家康のメキシコ貿易開始の計畫は、此の如くして、全く失敗に歸せしが、此間に、日本船三回アカブルコに至り、又メキシコ總督の使者日本に來り、航海の便を計る爲め、東海岸の測量をなし、ことあり、彼我の交通一時頗る盛なりき、(第四〇頁并に大日本史料第十二編之七、第二一五頁以下、同第十二編之十二、第四三七頁以下參看)。

日本國源家康、回翰

呂宋國大守麾下、

遠人得々來、而傳

足下音書、說

貴國政化、况又投贈、五般方物、雖不對

容顏不聽辭語、交情作四海一家思者、不勝感荷、本朝與濃毘數般欲作商船往來者、不必爲本邦、

貴邦之人會曰、弊邦之東關有所止宿、則呂宋之舟可逃風難、自關東出舟者、兩國之嘉慶也、云々、故自

貴邦告彼國者、期望之、蓋可應

貴國所欲、自本邦八幡舟輩、悉誅殺焉、域中到遠島遐陬、彌加制止之、嚴命、若又到其地、而作暴逆、可被殺戮、莫怪、本朝商人雖有寡人押印之書、不用

國政、致非理者、記其名字、而可告報之、

異日不可令其舟渡海也、

雖爲微物、贈本邦兵器、別紙有目錄以表寸忱、餘事付與使者口碑也、不備

慶長第七、龍集壬寅、八月 日、

(イ) 千六百二年七月十一日附、ドン、ペトロ、デ、アクニヤよりイスパニヤ國王に上りし書翰にサン、フランシスコ派の宣教師が家康并に寺澤志摩守の書翰(本書の附録に載せたり、参看すべし)を携へてマニラに至りしこと、及びアクニヤが前長官ドン、フランシスコ、テリヨ、高等法院及び財務會議の決議に基づき、家康の望に應じて、小船一隻を機装し、サン、フランシスコ派の宣教師數名を便乗せしめ、關東に至り、同所の港及び東海岸の諸港を視察することを命じて、之を出帆せしめしことを載せたり、又千六百三年七月、同長官より國王に上りし書翰には右の船は、風波の爲め關東に至ること能はずして、豊後の港に入り、船長は同所より、アクニヤの書翰其他を送りしに、家康は大に喜び、従前日本船にて彼地に至りし、宣教師を好遇せざりしに拘はらず、宣教師の滞在することを許可し、住宅及び會堂を建設する地所を與へ、又港灣の視察を認可したる由を掲げたり、

(ロ) セビリヤ市インド文書館に、千六百二年六月一日どん、ペドロ、で、あくにヤ

ガ、日本ノ皇帝内府様ニ贈リシ答書ノ寫と題したる文書あり、左に之を掲ぐ、本文の音書は之を指せるなるべし、

國王の命により、ルソン諸島を治めんが爲め、本年當地に來りて殿下の書翰に接し、殿下が、先年諸島を擾亂せし日、本人及び支那人を捕へて、之を處罰せしことを知り、大に満足せり、蓋し善人を賞し、惡人を罰するは正道を重ずる、賢明なる君の當になすべきところにして、右の如きは殿下に豫望せしところなり、

此頃日本船數隻諸島に襲來し、船を捕獲し、又他の害を加

Haviendo yo venido este año por mandado del Rey nuestro señor á gouernar estas yslas de los Luzones tube vna carta de Vuestra Alteza, en que por ella auisa hauer prendido y castigado los japoses y sangleyes que los años passados vinieron á hazer daño á esta tierra, con que recibí particularissimo contento y no se podía esperar menos de vn rey tan justo y tan prudente como Vuestra Alteza, pues el serlo y viuir en paz consiste en premiar á los buenos y castigar á los malos. Agora me han dicho que otros nabios japoses inquietan estas yslas y que han rrouado algunas embarcaciones y echo otros daños, de que me ha pessado, y vien cierto estoy yo que esto no se haze con permission y voluntad de Vuestra Alteza, porque los rreyes y tan grandes señores no hazen, ni consienten hazer á sus

地に赴く商船に渡航免狀を
與ふべし、此の如くせば、殿下
の指示せらるゝ如く、能く良
民と賊徒とを識別すること
を得べし、當地に來りし日本
人は、其請に任せて之を助け
たり、又常に之を好遇し、迫害
を加ふることなく、又財産を
奪ふことなかるべし、其地に
至るイスパニヤ人に對して
も亦此の如くせられんこと
を望む、
殿下の書翰及び前任者の言
によりて、殿下が新イスパニ
ヤと通商を開くことを望ま

que de allá fueren.

Por la carta de Vuestra Alteza y por lo que me ha dicho mi antecesor he entendido que Vuestra Alteza quiere el trato de la Nueva Hespaña y aunque me dizen que se ha hecho diligencia con el Virey, que el Rey nuestro señor tiene en México, para que dé quenta á Su Magestand dello, la tornaré yo á hazer agora de nuevo con mucho desseo de buen sucesso, para que aya más comunicación entre Castillas y Japones y se consiga el gusto de Vuestra Alteza.

Aunque sé el regalo y fauor que Vuestra Alteza haze á los Padres que allá van, de que estoy muy agradezido como acá los amamos y estimamos en tanto, no he podido dexar de tornarlos á rrecomendar á Vuestra Alteza y suplicarle, como le suplico, mande continuar la merced que les haze y ayudarles en lo que se ofriere, que son muy sieruos de Dios, humildes y

へたり、予は此報を聞きて、深
く之を遺憾とす、然れども殿
下の臣民が、殿下任意の許可
を得て、此の如き悪事を働さ
たりと信ずる能はず、故に若
し之を捕ふることを得ば、罰
を加へて、殿下の煩を除くべ
し、若し之を捕ふることは
ずば、殿下が犯人を搜索して
適當なる處分を加へ、他人の
誠とせられんことを請ふ、
日本より當諸島に來る船は
時風期毎に三隻、總計毎年六
隻と定め、之に朱印を下付せ
られんことを望む、予も亦、其

subditos cosas vaxas y tan mal hechas. Yo que [do] preueniendo el castigo y si mis nabíos los topan creo que quitaré á Vuestra Alteza el trabajo de mandarlos castigar, pero si no los toparen supplico á Vuestra Alteza mande sauer quienes son y rremediarlo como más conuenga, de suerte que sea escarmiento para ellos y para otros.

Cada año podrán venir de Japón á contratar á estas yslas seis nauíos, tres en cada monción y parézeme muy acertado que estos traygan chapa de Vuestra Alteza y que lleuen la mín, los que de aquí yo enbiaré, para que sean conozidos por las causas que Vuestra Alteza rrefiere, que son muy bien conside-radas; y á los xapones que aquí han benido le he ayudado en lo que me han hauido menester y siempre se les da muy buena acogida y tratamiento y no serán agrauados, ni tomadas sus haciendas y espero que lo mismo se hará con los castillanos

る、ことを承知せり、前任者は既にメキシコ總督をして國王陛下に之を奏上せしめんが爲め、盡力したる由なれども、イスパニヤと日本との關係一層親密の度を加へ、殿下の希望の達せられんことを欲するが故に、再び之を上申すべし、
殿下が、其地に在るバードンを厚遇せらるゝことは、之を傳聞して深く感喜するところなり、彼等は、神に仕へ、謙讓敬虔、善行を勵む徒なるが故に、予は大に之を尊崇し、殿下

piadosos, gente sin pesadumbre y de muy buena vida, que yo recibiré en ello gran fauor y merced.

Los Padres me han dicho que Vuestra Alteza gustaua de que los nauíos de aquí vaya á contratar á Quanto y así me he resuelto en embiarle; suplico á Vuestra Alteza le mande despachar con la breuedad que se pudiere. También me han dicho los Padres, que en esa tierra aportaron ciertos hombres olandeses, vasallos del Rey nuestro señor, recibiré merced que se me embien aquí á buen recado en el primer nabío que de ay saliere, que es gente inquieta y de mal viuir y rreuoltas, y que han negado la obediencia á su Rey y se han salido á la mar á rrouar y á esso fué su venida por acá y tambien á reconozzer esos puertos y tierras para hacer daño en ellas, como le han hecho en otras y así adbierto á Vuestra Alteza que se rrecate mucho dellos.

が彌々之を寵幸し、諸事之を援助せられんことを望む、又オランダ人數名其他に來航せし由、宣教師の報知を得たり、オランダ人は、我が國王の臣民なれども、惡人にして騷擾を好み、國王に叛き、海賊を業とす、其地に來りしも、亦地理を究め、掠奪をなさんが爲なれば、殿下が善く警戒を加へられ、又彼等を捕へ、最初の便船にて、之を當地に護送せられんことを請ふ、本船に托して、鏡其他イスパニヤ製の粗品數種を殿下に贈る、殿下が、好情の標章として、之を納受せられんことを希ふ、若し當地に於て望まらるゝものあるときは、予に通知あらば、喜んで周旋すべし、謹んで神が陛下を保護せられんことを祈る、

Con ésta va un espejo, que por parecerme bueno, le he querido embiar á Vuestra Alteza con otras niñerías de Castilla; suplico á Vuestra Alteza las mande recibir en señal del amor y voluntad que á Vuestra Alteza tengo y si en esta tierra hubiere algo de su gusto se me avise, que olgaré de emplearme en ello con mucha voluntad y guarde Dios á Vuestra Alteza, etta.—Don Pedro de Acuña—

Archivo General de Indias, Seville.

(ハ) 右アクニヤの書翰に載せたる鏡以下の諸品なるべし、

ドン、ペドロ、デ、アクニヤ、

日本國源家康謹啓

呂宋國主足下、

今茲壬寅之穰、

貴國商船欲赴濃毘數般、海上罹風波難、到本邦土州之海濱、數年與貴國修鄰交、結遠盟、今也幸而寡人執國柄、旅寓商人船中、資財何可豪奪乎、爲畏往事、偶見順風、急順去否、船客數人到陸地者、寄贈

貴邦土宜、厚意難報、自今以往、或遭賊船、或漂逆風、縱雖謂檣傾楫摧、到弊邦則宜安心矣、兼日域中益加嚴命、

貴國商人請寡人曰、年々濃毘數般往返之舟八艘也、

日本國裡、商舟所至、賜可逃災害之印書、則

呂宋百世至寶也、如寡人、殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙、則弊邦之中、江海島嶼、村邑城里、栖息可康安、莫訝、

貴國商賈、全見國風、敢不能縷陳也、不宣、

慶長七稔、歲舍壬寅、秋九月 日、

御印、

(イ) エスピリツ、サント Espirita Santo 號なり、同船は、司令官ドン、ロヘ、デ、ウリョア Don Lope de Ulloa 坐乗し、千六百二年七月二十六日、カビテ港を發して、メキシコに向ひしが、途中暴風に遭ひ、船體に大破損を生じ、積荷は多く海中に投ずるに至りしが故に、日本に來り、船に修繕を加へ、糧食を積み入るゝことに決し、針路を轉じて、九月二十七日、土佐國清水港に着せり、次で領主の求に應じ、十月一日司令官の兄弟ドン、アロンソ、デ、ウリョア Don Alonso de Ulloa 及び船長ドン、フランシスコ、マルドナド Don Francisco Maldonado 外五人に、生絲其他の贈物を携へしめて、家康の許に遣はし、其後船の警護嚴敷、港口に木材を投じ、船の出帆を防止せんとするを見て、同月十四日、多數の

和船と奮闘し、港口に張りし繩を断ちて同港を出て、十一月十八日マニラに着せり、戦鬪の際イスパニヤ人一名、黒奴一名は死し、イスパニヤ人四名、黒奴及びフィリッピン土人六名は負傷せり、土佐の領主は、是より先き人質として納めしイスパニヤ人四名、宣教師五名、及び病氣療養の爲め上陸せしもの數名、外に黒奴及び土人合せて四十餘人を捕へて、家康の許に送り、船の出帆の頭末を報せしが、家康は直に之を解放せしめ、使節と共に日本の商船に便乗して、マニラに還らしめたり、(セビヤ市インド文書館文書ドン、ロベ、デ、ウリョア報告書、千六百三年七月、ドン、ペドロ、デ、アクニヤよりイスパニヤ國王に上りし書翰、及び千六百三年七月二日附、高等法院上奏書參看、)

(ロ) イスパニヤ船サン、フェリペ *San Felipe* 號の事件を指せり、同船はルソンよりメキシコに向ひて航行中、暴風の爲め船體を破損し、慶長元年八月二十七日、土佐國浦戸に入港せしが、秀吉増田右衛門尉長盛をして、之を審檢せしめたる後、終に船及び積荷を沒收せり、其後フィリッピン政府より使を遣はして抗議をなし損害賠償を求めしが、秀吉は之に應ぜざりき、

(ハ) ドン、アロンソ、デ、ウリョアの一行を指せり、

(ニ) 千六百三年七月、ドン、ペドロ、デ、アクニヤよりイスパニヤ國王に上りし書翰には、國王ハ彼地ニテちやば *Chapita* ト云フ免狀六通ヲ臣ニ送付セリ、是ハ何船ニテモ、當地ヨリ日本ニ至ルコトヲ許シ、又他地方ニ航スル船、同地ニ至リ、其港ニ寄航スルコトアルモ、何等ノ危害ヲ加ヘズ、ソノ要スルトコロノモノヲ供給スルコトヲ約スルモノナリ、とあり、本文に入紙とあるとは一致せず、尙ほ考ふべし、

マドリッド市の史學科學士院圖書館に藏する、耶穌會關係の書類中に、右朱印のポルトガル語譯文ある由にて、そのフランス語譯文を、ハゼー著日本基督教史第六十七頁に掲げたり、ポルトガル語譯文は、日本在留の宣教師の手に成りしものにして、譯の正確なることを證する爲め、日本の司教ルイス、セルケイラ *Luis Cerqueira* 之に署名せり、

一、外國船、天候不良なるが爲めに、日本の一國又は一港に来るときは、何國人たるを問はず、決して其所有物、又は船に搭載し來りし商品を掠奪すべからず、

一、船に搭載し來りたる商品の賣買に當りては、何等の暴力を加ふべからず、又船の商人、到着の港に滞在することを欲せざるときは、適宜に、何れの港にても移り、自由に賣買を營むことを得べし、
一、外國人は、一般に、日本國內何地にても、好に應じて居住することを許可す、然れどもその教を弘布することは、之を嚴禁す、

Si quelque navire étranger est obligé, par les mauvais temps, d'aborder dans un royaume ou dans un port du Japon, nous ordonnons que quels que soient ces étrangers, il ne soit enlevé rien absolument de ce qui leur appartiendra et qu'ils auront apporté sur leur navire.

De même, nous défendons rigoureusement que dans l'achat et la vente des objets apportés sur leur navire, on use à leur égard d'aucune violence; et s'il ne convient pas aux marchands de ce navire de demeurer dans le port où ils ont abordé, ils pourront passer dans tout autre port qui leur conviendra, et y acheter et vendre en toute liberté.

De même, nous ordonnons d'une manière générale que les étrangers puissent habiter dans le Japon en quelque partie qu'ils le désireront, mais nous leur interdisons rigoureusement la promulgation de leur loi.

Donné en la 9e lune de la 7e année de l'ère Keicho.

Secau royal rouge à Don Pedro de Acunha.

慶長七年九月

朱印

ドン、ペドロ、デ、ア、クニヤ

日本國大納言源秀忠奉復

呂宋國主麾下、

朶雲落手、卷舒罔措、特受嘉貺、凌萬里波濤、攀千里雲山、爲通信音、勞來僧侶、直聽遠方政令、親知遠人風俗、視異國珍奇之土宜者、欣感交深、本朝國政屬內大臣進止、故不及重說、與貴國結交盟者、於予亦無疎志、異日商船來去、海陸遐邇、莫作嫌疑、雖爲不腆土宜、鎧三領、皆具寄贈焉、以表微誠、屹己孟春、餘寒尙重、爲國自愛珍重、

慶長八年、星輯癸卯、正月 日、
御印、

與蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘謹復書于

呂宋國王、郎、敝洛黎勝君、迎足下、

周易曰日中爲市、下致天之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈可廢哉、我聞呂宋之爲地、國富民豐、而南商北賈、往還如織、不亦繁華之地哉、我日本與貴國、遙隔大洋、仰光華於千里之外、是亦山厨羅明敖院巴禮之所能知也、前年憑仗巴禮求、貴國商船載貨來、而富我國家、非翅欲富國家、若其遷貨之有無、國家人民各得其所、聯遠之交、亦豈有離貳哉、夫玉之爲美也、韞匱而藏之、則不爲天下之用、海貨蠻珍、無不皆然、不以其所有、易其所無、則其用不均、而其貨亦終是腐而已、伏乞足下圖之、去歲所發之一隻船、大洋波穩、而着我一島、繫纜者有日矣、非不思患而豫防之、逆風俄起、折樹木揚沙石、吁

時乎命乎、船忽破矣、我不忍見之、新造一船、順風揚帆、令商客歸焉、惟願足下憐我愚誠、來歲薰風自南之節、使一船載貨來貿易、所須各得如意、若然則我國山川草木亦蒙其光彩、況國家人民乎、伏冀炤亮不

(慶長十一年)

丙午正月 日、

藤氏 義弘

- (イ) 此書翰以下五通は、鹿兒島の僧玄昌の作なり、南浦文集にも之を載せたり、玄昌は、字は文之、雲興齊南浦と號す、弘治元年、日向國飢肥南郷の外浦に生れ、永祿十年、剃髮して日向國福島の龍源寺に入れり、次て京都に遊學し、滞在十餘年にして歸り、天正九年龍源寺の住職となりしが、薩摩の山川港には、支那船の來るもの多かりしを以て正龍寺に移れり、慶長八年、相州建長寺の住職に擧げられ、十六年鹿兒島に大龍寺を開創し、元和六年九月晦日歿せり、法號を前建長文之玄昌大和尚禪師といふ、
- (ロ) 島津義弘は、義久の弟なり、天正十六年、秀吉薩摩を征服せし後、義久に代り

て國を治めたり、慶長五年西軍に組し、軍敗れて家康に降り、國を忠恒に譲り、慶長七年、剃髮して惟新と號せり、元和五年七月病歿せり、

(ハ) ルソンの長官ドン、ペドロ、デ、アクニヤなり、第三頁を參看すべし、

(ニ) サン、ド、ミニコ派(イヌバニヤ語にてサント、ド、ミンゴ Santo Domingo)のハ、ドレなり、

(ホ) 慶長六年、マニラに至りし日本の商船の乗組員中に、基督教徒數名ありしが、その内シロアン、サンダヤ Joao Sandaya 并に船長レオン、キザエモン Leao Kizayemon マニラのサン、ド、ミニコ派の寺院に參詣せし時、バードン、フランシスコ、モラーレンス Padre Francisco Morales 之と語りて、日本宣教の有望なるを覺りしが、當時派遣すべきものなかりしを以て、同派の地方長フワン、デ、サント、トマス Juan de Santo Tomas より、薩摩の領主に書を贈り、宣教師を送らんとする由を通じたり、薩摩の領主は此書を受領して後、キザエモンの船をマニラに遣はし、慶長六年九月二十二日附薩摩國の指揮官チンチヨングン Tintonghen 署名の書をサン、ド、ミニコ派の地方長に送り、宣教師の派遣を勸誘せしが故に、慶長七年四月、バードン、モラーレンス外四人を派

遣せり、宣教師は、始め飯島に居りしが、後許可を得て、京泊に移り、會堂を建築せり、(バゼー)著日本基督教史第五〇頁、第五三頁、第五四頁參看。

答蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘謹復書于

呂宋國巴禮王、揭須微釋褒郎、輝來、綿倪、黎明、勝蜜、挨氏、政此仰慕、忽辱雲翰、展玩再回、宛然如拜貴而於千里之外、甚幸甚幸、茲者、山厨羅明、敖院、巴禮、止息於陋邦者、有年於此矣、我觀其爲人也、智慮過人、風標拔俗、是故我敬信焉、一諾之信、終始豈有渝乎、恐是陋邦僻地、難久處約、念茲在茲耳、吾子朝國王之日、其亦以是語之、去歲一船、大洋不揚風波、着我陋邦、不幸而狂風怒濤、搖動坤軸、船亦爲之飄蕩、我不忍視之、新造一船、以爲船客歸國之計矣、伏願自今以往、歲々使一船載貨來而貿易、是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎、又蒙送來緞子

一端、烏陀羅毘一卷、拜而受之、愧無酬厚意、今也臨紙惘然、伏乞照亮是祈、

慶長十一年丙午正月 日、

藤原義弘

(イ) アルンビスホ、ドン、フライ、ミゲル、デ、ベナビデス Avzohispo Don Fny Mignal de Benavides なり、フ、リッピン諸島の大神教としてマニラに在任せり、

答南蠻船主書

去歲拜別之後、不問安否、非敢怠之、海雲万里、便不的也、不意賜一書信、匪翅拜視、吾子之書信、國司四老亦辱賜數行書音、蠻字件々、重譯以頗解其理、未敢不爲慊矣、去春我國商船將赴安南、大洋遇風、檣傾檣摧、幸而到於廣東之地、辱蒙蠻君之深恩、修檣與檣、前月回於我日本肥州五島、雖未回我州、舟人無恙、是亦出於蠻君之仁心、且復有絲

緞之賜、何以謝之、即憑仗吾子、以呈報書於四老、吾子其詳說之、自今以往、若有求於我者、使通事者報之、我亦有來於貴邦者、他日使一价以告之、貴邦安泰、陋邦亦無事、珍重、不宣、

(慶長十七年)

壬子八月 日、

島津少將家久

南蠻船主大肆長 寓席、

答南蠻四國老書

胡越天涯、未通音書、不意芳信數行、蠻字不知其旨趣如何、使人重譯以漸解其理者、十而一二、其八九未能解之、是故無由詳謝之、去春我國商船將赴安南路、遇黑風、飄墮於廣東之邊地、幸蒙國司四老之深恩、舟人無恙、前月回日本肥州五島、是亦國司仁心之所及也、仄聞貴

邦上下各得其所、我陋邦亦士農工商之四民不闕其一、貴邦商客之所得而能知之也、今也雖欲諄々然說之、夷語難辭、伏乞亮察、

(慶長十七年)

壬子八月 日、

島津少將家久

拜復 南蠻國司四老 閣下、

(イ) ドン、ヌーノ、ソトマヨール Don Nuno Sotomayor ならん、ソトマヨールは、慶

長十六年薩摩に來り、領主の斡旋によりて、家康に謁し、ポルトガル貿易を復舊せり、第四三頁以下參看、慶長十七年、マカオの船長崎に來りし時、ソトマヨール之に托して書翰を本多上野介に送りたり、第八三頁參看、此書翰も亦同船に托して送りたるものなるべし、

(ロ) マカオ市の政治を執りしマヌエル、バス以下四人なるべし、第七五頁以下參看、

寄呂宋國船主書

一別之後已閱三霜、思慕之心、未嘗頃刻有忘之也、先年吾子在我一島之日、俄有狂風而破其船、災厄之所及、非人之所得而測也、豈可遯乎、所送之一船、大洋無事達於貴國、甚憫所望、不勝忻抃、去秋使一船主復來於我陋邦、想是舊盟不渝者乎、且復一封之書、我雖未解貴國文字、開緘頗覺其情之厚、忻幸忻幸、我聞商之爲言商也、商其遠近通四方之物、以聚之、伏希吾子使貴國商船、年々商陋邦之所無、通貴國之所有者、何幸如之、我之所求在茲而已、巴禮道體康健、人之仰其德、而風行草偃、吾子其察之、今吾子并婦人所投贈者、皆難得之貨也、一々拜受焉、我今呈吾子、以金屏風一雙、寄婦人以酒肴之一器、雖不腆之物、々以遠至爲珍、伏乞併以笑納、恐懼不宣、

年 月 日、

藤氏義弘

(イ) 前出慶長十一年の書翰にある、遭難船の長なり、

(ロ) 此書翰の始めに、一別之後已閱三霜とあり、船の難破せしは慶長十年なり、船員送還の爲めに造りし船の出帆せしは、十一年なるべし、故に、此書翰は十三年又は十四年のものなるべし、

附

錄

第一號

フィリッピン諸島長官より家康に贈りし書翰

(異國來翰認所載)

呂宋國王 郎敵洛黎勝君迎 謹沐頓首書于
日本名高國王陛下、昔者已有復書言謝茲因山厨羅明教寺巴禮寓薩諸瑪稱欲往名
高謁見

聖上恭惟

聖上當知此山厨羅明教寺巴禮乃呂宋分派往寓

貴國他為人聰敏得道好爲美事教

本朝干系蠟氏奉祀一位無極至尊名曰

寮氏

乃天地萬物之主俾僕等棄邪皈正破暗崇明

識升天之大道于是

本朝干系蠟氏一統

皇帝及諸長至士庶民無不欽羨而讚揚之然此巴禮往

貴國非爲世間金玉之玩好、止欲教人超拔魂靈、升
天受福無窮、倘到陛下、乞存薄面、嘉善覆陰、毋斯遐棄、則僕佩戴曷敢忘乎、其餘別寺巴禮
寓居
貴國、

尙有數年矣、他亦如此善心、乃 貴國人民所既識也、第因海天遙隔、不得躬造、特書
上達、伏冀如面、僕不勝敬謹之至、

西土壹千陸百單肆年柒月念捌日、

郎、敝洛黎勝君迎再頓首、

Don Pedro de Aouha.

- (イ) ドン、ペドロ、デ、アクニヤなり、異國日記抄第三頁を參看すべし、
- (ロ) 當時のイスパニヤの書類には京都をメヤコ Misao となせり、名高は、此音
を表はす爲めに用ひしなり、
- (ハ) サント、ドミンゴ、Santo Domingo 寺(サン、ド、ミン、ゴ派)のバードレなり、
- (ニ) 薩摩なり、
- (ホ) 慶長日件録に、慶長九年閏八月十二日伏見へ行、未刻過大樹懸御目、呂宋國
使者御禮申、令見物、呂宋國王ヨリ書札到來、一通者彼國以字書之、一通者以

漢字書之、呂宋國王名、郎、敝洛黎勝君迎云々、とあり、此時の使者の事なるべ
し、

- (ヘ) カスチリヤ Castilla 即ちイスパニヤなり、
- (ト) ディオス Dios 神なり、
- (チ) 他の諸派のバードレなり、
- (リ) ローマ字は自署なり、

第二號 千六百五年家康よりフィリッピン諸島長官ドン、ペ

ドロ、デ、アクニヤに贈りし書翰

予は閣下の書翰二通、并に目錄の通の贈物を領收せり、中に葡萄にて造りたる酒あり、之を得て大に喜べり、閣下は、先年船六隻の其地に至らんことを望み、昨年は又四隻を要求せしが、予は常に之を承諾せり、然れども閣下の要求せる四隻の内、フ
ントニヨの一隻を算することは、予の好まざるところなり、彼が予の命を待たず、隨

意に航海せしは、予を侮辱したる處置なればなり、閣下日本に船を遣はすに當りては、何ぞ予が承諾を求めざることあらんや、閣下其他より屢々日本にある諸宗派につきて望むところありしが、予は之を許すこと能はず、何となれば、我邦は神國と稱し、偶像は祖先の代より今に至るまで、之を最も尊敬せり、故に、獨り之に背き、之を破壊すること能はざればなり、是故に、日本に於ては決して其地の教を説き、之を弘布すべからず、閣下若し日本國及び予と交誼を保たんと欲せば、予が欲する事をなし、予が欲せざる事は決して之をなす

Recibí dos de Vuestra Señoría y todos los dones y presentes, conforme á la memoria; de los quales, auiedo recebido el vino hecho de uvas, me alegré con él grandemente. Los años pasados me pidió Vuestra Señoría que fuesen seis nauíos, y el año pasado pidió cuatro, á la qual petición yo concedí siempre; pero aquello me da mucho disgusto, que entre los cuatro nauíos que Vuestra Señoría pide, sea el vno de Antonio, el qual hizo viaje sin mandarlo yo y fué cosa de mucha libertad y en desprecio mío? Por ventura, el nauío que Vuestra Señoría quisiese embiar al Japón, embiar sin permiso mío? Demás desto, muchas vezes ha tratado Vuestra Señoría y otros de las setas del Japón, y pedido muchas cosas acerca dello, lo qual tanpoco yo puedo conceder, porque esta región se llama *Xincoco*, que quiere dezir, dedicada á los ydolos, los quales desde nuestros mayores hasta agora han sido honrrados con suma alabunça, cuyos hechos no puedo yo solo deshazer ni destruyr. Por lo qual, de ninguna suerte conuenga, que en Japón se promulgue, ni predique vuestra ley y si Vuestra Señoría quisiese tener amistad con estos reynos de Japón

べからず、又邪惡なる日本人、其地に渡りて數年間滞在したる後、歸り來るもの多しと聞く、此は予が好まざるところなれば、閣下は自今其地より來る船によりて日本人の歸り來ることを許すべからず、其他諸事に思慮を用ひ予が厭惡を受けざらんことを務むべし。

y conmigo, haga lo que yo quiero, y lo que no es gusto mío nunca lo haga. Finalmente, muchos me an dicho, que muchos japones, hombres malos y peruersos, que pasan á ese reyno, y aí están muchos años, después bueluen á Japón, lo qual es para mí de mucho disgusto; y así de aquí adelante, no permita Vuestra Señoría que ninguno de los japones venga en la nao que aí viniere, y en las demás cosas, procure Vuestra Señoría consejo y prudencia, y se liagan de manera que de aquí adelante no sean en disgusto mío.

(イ) アントニョ、デ、モルガ著フィリッピン諸島紀事 Dr. Antonio de Morga, Sucessos de las Islas Filipinas に載せたり。

- (ロ) 附録第一號の書翰なり、二通ありしことは、第三頁ホの註に見えたり。
- (ハ) 異國日記抄第二〇五頁以下に掲げたる、アクニヤの書翰を參看すべし。
- (ニ) 附録第二十三號異國朱印帳に、長崎安當仁からせすとあり、同人なるべし。

第三號 家康よりイヌパニヤ國王に贈りし書翰

ゑすはんやとよけていれるま、

申給へ、

のひすはんやより日本へ黒船可被渡由前呂宋國主被申越候於日本何之湊へ雖爲
著岸少も疎意在之間敷候委細此伴てれふらいるいすそてろ可申候、
慶長十四年十二月二十八日、

家康
朱印

(イ) 此書翰は、セビーヤ市インド文書館に現存す、寫真原版は、東京帝國大學史
料編纂掛に之を藏す、

(ロ) ドケ、デ、レ、ル、マ Dugue de Lerma、ノランシヌコ、ユ、メ、ス、デ、サ、ン、ド、バ、ル、イ、ロ、ハ
メ Francisco Gómez de Sandoval y Rojas、なり、千五百九十八年より千六百十
八年に至るまで、イヌパニヤ王フェリペ三世の宰相として、勢力並ぶもの
なかりき、

日本國 征方將軍 源 兼

兼

國 兼

の 兼

下 兼

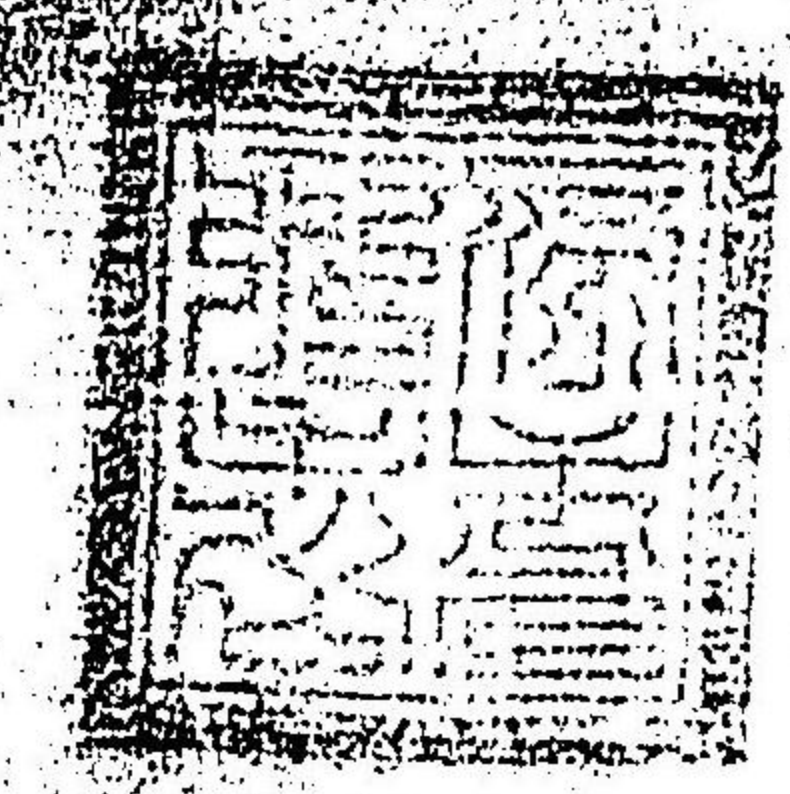
備 兼

兼 兼

の 兼

下 兼

兼



秀 忠 書 翰

(ハ) ドン、ロドリゴ、デ、ビベロ、なり、ドン、ロドリゴの事は異國日記抄第四頁及び第四〇頁にあり、參看すべし、

(ニ) バードレ、フライ、ルイス、ソテロ Padre Fray Luis Sotelo は、サン、フランシスコ派の僧にして、千六百三年マニラより日本に來り、爾來江戸に滞在して、布教に従事せしが、家康の切りにメキシコ貿易開始を望めるを見て、其望を達せしめて、宣教の便宜を計らんと欲し、ドン、ロドリゴに説きて、之が爲めに盡力することを約せしめたり、其頭末に付ては、大日本史料第十二編之七、第二一五頁以下を參看すべし、

第四號 秀忠よりイスパニヤ國王に贈りし書翰

日本國征夷將軍源秀忠、

ゑすはんや國主とらけい、てい、れるま机下、

のひすはんやより至本邦船可令渡海之由、前呂宋國主被申贈候、日域之地、雖爲何之津湊著岸之儀、不可有異儀候、隨而鎧五領相送之、委曲伴夫連ふらい、あるんそ、ひによす、ふらい、るいす、そてろ可申候也、

慶長十五年五月四日

八

朱 秀 忠
印

(イ) 此書翰も亦インド文書館に現存す、寫眞原版は、東京帝國大學史料編纂掛
に之を藏す、

(ロ) バードレ、フライ、アロンソ、ムニョス、Padre Fray Alonso Muñoz は、サン、フラン
シスコ派の僧にして、日本の宗務取締たりしが、家康の請により、メキシコ
貿易開始に關して協約を結ぶ爲め、イスパニヤに至ることを諾し、千六百
十年八月一日(慶長十五年六月十三日) ドン、ロドリゴの船に便乗して、浦
賀を發せり、該船は、同年十月末アカブルコに着せしが、當時メキシコより
イスパニヤに至る船は、六月中にサン、フワン、デ、ウルワ港 San Juan de Ula
を發するを常例とし、既に出發後なりしが故に、ムニョスは翌年の便船を
待ちて渡航せり、そのイスパニヤのサン、ルカル港に着せしは、千六百十一
年十月初なるべし、同所より進んでマドリッドに至り、十二月に家康の書

翰を呈し、家康の希望をイスパニヤ政府に通じたり、

イスパニヤ政府は、始め直に家康の求めに應ぜんとせしが、遇々マニラより
反對意見を上奏したるにより、再び事情を調査すると、なし、翌年に至りて、
ムニョスの懇請により、終に毎年商船一隻をアカブルコより、浦賀に渡航せ
しむることに定め、答書及び贈物をムニョスに託して日本に向はしめたり、
ムニョスは途中病に罹り、他の宣教師をして己に代らしめたるが、一行のメ
キシコに着するに及び、日本に於て基督教の迫害甚しき由の報傳はり、マニ
ラの官民の反對運動又益々甚しかりしにより、總督は一行をメキシコに留
め、更に本國政府の訓令を請ふこととなせり、イスパニヤ政府は總督の上申
に接して、再び此事を議し、當時伊達政宗の使節に加りてイスパニヤに在り
しソテロの意見をも聽き、彌々使節を日本に送ることとしたるが、家康に贈
る書翰は之を改め、商船派遣の一條を削れり、總督は政府の訓令を得るに及
び、フライ、デ、エゴ、デ、サンタ、カタリナ Fray Diego de Santa Catalina 外二名を政宗
の船に便乗せしめ、千六百十五年四月末アカブルコより出帆せしめたり、
一行は同年八月(元和元年閏六月)浦賀に着し、二ヶ月餘の後家康及び秀忠に

九

一〇
謁見し、答書を呈せり、次に掲ぐる第五號第六號の書翰は即ち之なり、家康は此書翰を見て甚だ喜ばず、秀忠は終に贈物を退け、一行を遇すること頗る冷淡なりき、一行は他に歸國の途なきにより、再び政宗の船に便乗し、千六百十六年九月末、日本を發してメキシコに歸れり、(大日本史料第十二篇之七、第二一五頁以下、并に同第十二篇之十二、第四三七頁以下參看)

第五號 イスパニヤ國王より家康に贈りし書翰

神の恩寵によりて、イスパニヤ、ナポリ、シ、リヤ、ゼルサレム、東西インド、及び大洋中の諸島并に大陸の王、オーストリア大公爵、ブルゴニヤ、ブラバント及びミランの公爵、ハプスブルグ、フランデル及びチロルの伯爵を兼ねたるドン、フェリペ、聖明強勢にして、最も尊敬すべき、日本全國の君、源家康の、眞實なる幸福健康及び繁榮を祈る、フイリッピン諸島にある朕が長官等の報告、并に彼地方より來りし宣教師等の言ふ所により、殿下が智慮と正義とを以て領國を治めらるゝこと、并に其地の海岸に於て難船したるドン、ロドリゴ、デ、ビベロを厚遇せられしことを知り、又レルマ公衆デニヤ伯が披露したる書翰に、其地に渡航し、又は避難すべき、朕が臣民に對して、殿

下が同じく厚遇を與ふることを約せらるゝ由を聞きて、深く喜びたり、故に此書翰を以て朕が喜を表し、又基督教徒の尊崇する、天地萬物の創造者なる眞の神の光榮と名譽とを増進するが故に、喜んで殿下と親交を結ばんと欲することを言明す、朕が殿下との親交を切望する證據として、又殿下及び太子源秀忠の贈物として、フライ、アロンソムニヨスが携へ來りし諸品の答禮として、其地

Don Phelipe, por la gracia de Dios, Rey de España, de Napoles, Sicilia, Jerusalén, etc., de las Indias orientales y occidentales, yslas y tierra firme del mar oceano, etc., Archiduque de Austria, Duque de Borgoña, Brauante y Milán, etc., Conde de Abspurg, de Flandes y de Tirol, etc.

Serenísimo, poderoso y muy estimado Minamoto Y Heas, Vniuersal Señor de Japón, como á quien deseamos el berdadero y entero bien, salud y prosperidad con acrecentamiento de buenos deseos; hauiendo entendido por auiso de mis gobernadores de las Yslas Philipinas y relación de algunos rreligiosos, que de ellas auenido, la prudencia y justicia con que Vuestra Serenidad gouierna esos reynos y el buen tratamiento y acoxida que hizo á Don Rodrigo de Vibero, quando se perdió en esa costa, y manifestádome el Duque de Lerma, Marqués de Denia, la carta de Vuestra Serenidad, en que ofrece hazer la misma á mis vasallos en sus puertos y lugares donde llegaren, he holgado mucho de entenderlo, y así lo he querido mostrar y significar por ésta, y que me será muy agradable la amistad y comunicacion de Vuestra Serenidad, encaminándola prinzipalmente á la gloria y onra del verdadero Dios, Criador del

に無き由なる當地常用の諸品を、サンフランシスコ派の宣教師に託して殿下に贈る。太子には別に書翰を呈し、敬意を表す。猶ほ其地方に滞在する宣教師を保護せられんことを殿下に懇願す。神殿下を護り、精神上及び俗事上に於て、大なる幸福を與へられんことを祈る。

千六百十三年六月二十日、サン・ロレンソに於て、

國王親署

cielo y de la tierra y de todas las criaturas, al qual los cristianos adoramos, y para demostración del gusto, con que de esto quedo, enuío á Vuestra Serenidad con esos rreligiosos descalzos de la orden del Seráfico Padre San Francisco, de cuya mano rreceuirá Vuestra Serenidad ésta, algunas cosas de las que ay y se vsan en estos rreynos, por entender que en los suyos se carece dellas, y en rretorno de las que Fray Alonso Muñoz traxo de parte de Vuestra Serenidad y de Fidetada Minamoto, su hijo, á quien escriuo y signífico esta misma yntención y voluntad con estimación de su persona, encargando muy afectuosamente á Vuestra Serenidad los rreligiosos que en esos rreynos residen en seruicio de nuestro verdadero Dios, que guarde á Vuestra Serenidad, poderoso señor, teniendo su persona y rreal estado muy gran felicidad en lo espiritual y tenporal de sus justos yntentos.

De Sant Lorenço el Real, á XX de Junio de 1613.

Yo el Rey.

(イ) 此書翰并に次に掲ぐる書翰は、インド文書館に藏する國王書翰案に載せたるものなり、イスパニヤの使節が之を携へ來りしことは、第一〇頁に載せたり。

第六號

イスパニヤ國王より、秀忠に贈りし書翰

神の恩寵によりて、イスパニヤ、ナポリ、シ、リヤ、ゼルサレム、東西インド、及び大洋中の諸島并に大陸の王、オーストリア大公、爵ブルゴニャ、ブラバント及びミランの公爵、ハブスブルグ、フランデル及びチロルの伯爵を兼ねたるドン・フェリペ、聖明にして、最も尊敬すべき大納言様の、眞實なる幸福健康及び繁榮を祈る殿下が其地方全體の君なる殿下の父源家康に倣ひ、智慮と正義とを以て、政を行ひ、其地に在る宣教師并に其地の諸港に至る路が臣民

Don Phelipe, por la gracia de Dios, Rey de España, de Napoles, de Cicilia, de Jherusalén, etc., de las Indias orientales y occidentales, yslas y tierra firme del mar oceano, etc., Archiduque de Austria, Duque de Borgoña, Brauante y Milán, etc., Conde de Auspurg, Flandes y Tirol, etc.

Serenísimo y muy estimado Dainangosama, como á quien deseamos el verdadero y entero vien, salud y prosperidad con acrecentamiento de buenos deseos; teniendo muy bastante noticia de lo que Vuestra Serenidad procura ymitará Mina-

を厚遇せらるゝ由を聞き、又レルマ公兼デニヤ伯が披露したる書翰によりて、殿下が好意を繼續せんとせらるゝことを知り、深く之を喜び、此書翰によりて敬意を表し、交通の彌々盛ならんことを望む、又サン、フランシスコ派のフライ、アロンソ、ムニョスが携へ來りし殿下の贈物に對し、其地には無き由なる當地の品を殿下に贈呈す、右贈物を携へて其地に至る、宣教師等の陳述するところ

motono Heas, Vniuersal Señor de esos Reinos, su padre, en la prudencia y justicia, con que gobierna los que tiene á su cargo, y el buen tratamiento y acogida que haze á los religiosos que asisten en ellos y los demás mis vasallos, que llegan á sus puertos, y manifestándome el Duque de Lerma, Marqués de Denia, la carta de Vuestra Serenidad en que ofrece continuar en este buen yntento, he holgado mucho de entenderlo y así lo he querido significar por ésta, juntamente con la estimación que haré de que se lleue adelante la buena correspondencia con mis vasallos, y acetando con la boluntad, que enuío á Vuestra Serenidad, algunas cosas de las que ay y se vsan en estos reinos, por entender que en esos no se hallan, en retorno de las que Fray Alonso Muñoz, de la horden del Seráfico San Francisco, traxo de Vuestra Serenidad, dará entero credito á lo que de mi parte le dixeren los Religiosos della, de cuya mano los recibirá, á los quales y los demás que en esos reinos residen en seruicio de nuestro verdadero Dios encargo muy afectuosamente á Vuestra Serenidad, que guarde el mismo Dios, teniendo su persona muy gran felicidad en sus justos yntentos.

Del Pardo, á XXIII de Nouiembre de 1613. Yo el Rey.

を朕の言として信用せられ、又右宣教師其他眞の神に事ふる爲め、其地にある宣教師等を殿下が保護せられんことを望む、神が殿下を護り、幸福を加へられんことを祈る。

千六百十三年十一月二十三日、パルドに於て、

國王親署

第七號 加藤清正よりフィリッピン諸島長官に贈りし書翰

今日に至るまで、閣下と通信したることなしと雖も、今我が領民の船、其地方に至らんとするにより、此書翰を認めざるべからずと思考す、蓋し前來屢々書翰を呈する筈なりしが、高麗の戦争に参加し、五六年間領國に非ざりし

Puesto que hasta agora no tengo comunicación y trato con Vuestra Señoría, mas por causa de yr agora este nauío de mi gente á essas partes, me pareció que no podía dexar de scriuir esta carta, lo qual aunque houiera de auer hecho antes y muy á menudo, mas por auer estado ausente de mis tierras por espacio de cinco ó seys años en la guerra de la

が故に、今に至るまで之をなすこと能はざりき、又昨年の夏故ありて高麗より歸りしが、十月には再び彼地に渡らんとするを以て、今も尙ほ全く閑を得たるにあらず、然れども此度は彼國の事も落着し、閣下と親しく通信する時を得べきを信ず、予は長崎のバードレ等と識ると雖も、未だ其款を奉ずるに至ら

Coria no me fué posible hasta agora, ni agora tampoco estoy tan de asiento como esso, porque tornado de la Coria este verano pasado, por otros sucessos que acontecieron soy forçado otra vez á passar allá, como passaré en esta décima luna, mas espero que esta vez se assentarán las cosas de aquel reyno, de suerte que tenga tiempo para me comunicar familiarmente con Vuestra Señoría.

Quanto á mí, puesto que tengo conoscimiento con los Padres de Nangasaqui, todauía como hasta aora no tengo tomado su ley, no se ofreció ocasión en que les hazer agassallado, aunque nunca me faltó para esso voluntad, y de aquí adelante ofresciéndose ocasión mostraré por la obra el desseo que tengo de los faourescer.

Acerca deste nauío que agora allá va, no es necessario significar con palabras quanta alegría reciuiaré y quan obligado quedaré, sabiendo que Vuestra Señoría le haze todo fauor y merced, y que quede trañada entre nos muy estrecha amistad y porque por la carta del Padre principal destas partes sabrá Vuestra Señoría más en particular lo que desea sauer, cesso por aora remittiendome en todo á ella. Fecha en Japón, á 15 de la luna décima. Para el Governador de los Luzones.

Catto Canzuyeno, Camy.

ず、又常に之を欲すれども、嘗つてバードレ等を款待する機会を得ざりき、今後機会あらば、素志の如く、彼等を厚遇すべし。此度其地に行く船に對して、諸般の便宜を與へられなば、深く之を喜び、且つ恩に感ずべし、又親密なる交際の結ばれんことを祈る。當地方のバードレの長の書翰によりて、委細を承知せらるべきにより、餘は之に譲り、茲に筆を擱く。
慶長元年十月十五日
日本に於て、
加藤主計頭

ルソン諸島長官宛

(イ) 此書翰は、イスパニヤ國セビイヤ市のインド文書館にある、イスパニヤ語譯文の重譯なり、フィリッピン諸島長官ドン・フランシスコ・デ・テリヨ、此書翰を受領し、船員を厚遇し、又返書を送らんとすることを、千五百九十七年六月十三日附の書翰を以て、イスパニヤ國王に報ぜり、右譯文の寫は、此報告書に添へたるものなり。

第八號 寺澤廣高よりフィリッピン諸島長官に贈りし書翰

内府様は、昨年の貴翰に答ふる爲め、本年一書を閣下に贈らる。從來日本より其地に至る船甚だ多かりしが、閣下は船の多く至ることを欲せずと謂ふ。予は其理由を知らんことを欲す。閣下若し其地に至るべき船を指定せば、之に限り皇帝の免許状を交付して、渡航せしむべし。免許状を有せざる船は之を入港せしむべからず。内府様は書翰を贈る毎に必ず新イスパニヤ貿易の許可を求められたるに、閣下の未だ嘗つて之に答へたることなきは、大に憾とせらるゝところなり。閣下若し其許否を通知あらば、予は大に之を喜ぶべし。此の如くして彌々港灣及び海上の賊難を防ぐことを得べし。内府様の六年十月六日、閣下の答を

Este año escriue el Señor Dayfo á Vuestra Señoría en respuesta de la carta que le embió el año passado.

Del Xappón han ido muchos nauíos á esa tierra y el Señor Gouvernador no gusta de que bayan tantos. Quería sauer la caussa dello y Vuestra Señoría señale los nauíos que quiere que vayan y esos solos yrán y lleuarán la chapa del Emperador y los que no la lleuaren no sean reconocidos.

El Señor Dayfo, siempre que ha escripto á Vuestra Señoría, a embiado á pedir el trato de la Nueva Hespaña y nunca le han respondido, de que está muy sentido. Vuestra Señoría le anise si puede ser ó no, porque se olgará mucho de sauerlo, con lo qual se asegurará más los puertos y la mar de los ladrones. A seis días del décimo mes del año sexto d l Señor Dayfo y Vuestra Señoría me responda.

待つ、

(イ) 此書翰は、異國日記抄第一九八頁に掲げたる家康の書翰に添へて送りしものにして、下註のイスパニヤ語譯文の寫は、インド文書館に現存す。邦文は之を重譯したるなり。廣高は、天正十七年從五位下志摩守に叙任せられ、肥前國唐津の城主となり、文祿元年長崎の奉行に任ぜられ、慶長七年に至るまで其職にありき。此書翰を送りしも亦奉行たりしが故なるべし。

第九號　　フィリッピン諸島長官より寺澤廣高に贈りし書翰

千六百二年六月一日附、ドン、ペドロ、デ、アクニヤより、日本の一國の主寺澤志摩守に贈りし答書、

予は國王陛下の命によりて、ルソン諸島を治むる爲め、本年當地に來り、閣下の書翰を受領して甚だ之を喜びたり。閣下の健康にして平安なるを聞かば、常に此の如く喜ぶべし。謹んで神が兩ながら閣下に與へられんことを祈る。

皇帝には、その書翰に對する答書を贈れり、皇帝は、正直賢明にして、卑劣邪惡なる事を惡むが故に、之と親交を結ぶことを深く喜ぶ、その當地に望むところは悉く之を爲すべし、船は當分一期毎に三隻合計一年六隻宛、當港に來ることを得べし、而して皇帝の免許狀を携へ來るときは、之を歡迎し、之に害を加へ、又其財産を

Una carta que Don Pedro de Acuña escribió á Taraçana Ximono Cami, señor de una prouincia de Japón, á primero de Junio de 1602, en rrespuesta de otra suya.

Yo vine este año por mandado del Rey nuestro señor á gobernar estas yslas de los Luzones y aquí me dieron una carta de Vuestra Señoría, que fué para mí de mucho regalo, como lo será siempre que sepa que Vuestra Señoría tiene salud y paz. Dios dé lo uno y lo otro como puede.

Al Señor Emperador rrespondo á una carta que tubo suya y huelgo mucho de su amistad por ser Rey justo y sabio y enemigo de cosas vaxas y mal hechas, y así en todo lo que de aquí quisiere se le acudirá con mucha voluntad y parece que por agora podían venir cada año á este puerto á contratar seys nabíos, tres en cada mes, á los quales si truxeren la chapa del Señor Emperador se les hará muy buena acogida y no serán agraniados ni tomadas sus haciendas y los que no la truxeren no se recibirán como Vuestra Señoría escribe. 二〇

Algunos Padres Françiscos, Dominicos y Agustinos van este año á Japón; mande Vuestra Señoría que se les haga fauor y buen tratamiento, que son muy sieruos de Dios y gente humilde y piadosa, y á quien acá estimamos en mucho, por su buena vida

奪ふことなかるべく、免許狀を帯びざるものは、閣下の言に従ひ之を拒絶すべし、フランシスコ、ドミニコ、アウグスチノ諸派のバードレ數名、本年日本に至るべし、此輩は善く神に事へ、謙遜敬虔にして、又身を修め、教を垂れ、當國に益を及ぼすこと多きを以て予等皆甚だ之を尊重するが故に、閣下の之が厚遇を命ぜられんことを望む、

y dotrina y por el mucho pronecho que hazen en las Repúblicas.

Los Padres llenan un rregalillo de menudencias de Castilla, con que me alle. Vuestra Señoría perdone y rreciua mi voluntad, ques muy grande de servirle como se verá siempre que se ofrezca ocasión en que mostrarla y guardarla.

Don Pedro de Acuña.

バードレ等に托して、カステリヤの粗品を贈る、閣下が予の好意を納れられんことを祈る、予は機會ある毎に、必ず閣下の御用を勤むべし、

ドン、ペドロ、デ、アクニヤ、

(イ) 此書翰は、附録第八號の書翰の返書なり、下註の原文は、インド文書館に藏する寫を採録したるなり、

(ロ) フイリッピン諸島の長官は、家康の意向を知り、宣教師を日本に派遣することに決し、各派にこれを通じたれば、ドミニコ派はバードレ、モラーレス

Padre Francisco de Morales 外四人を選びて、五月二十五日出發せしめたり、一行は鍋島に着し、次で領主の許可を得て、此所に宣教を始めたなり、アグスチノ派よりは、バードレ、ゲバラ Padre Diego de Guayara 外一人、六月二十五日マニラを發し、平戸を経て京都に至り、家康の許可を得て豊後に赴き、會堂と僧院とを建設せり、フランシスコ派は、宣教師八人を日本に送りしが、内四人は江戸に至り、會堂を建造し、其側に僧院と病院とを設け、他は京都の僧院に留れり、(バゼー著日本基督教史第五三頁以下參看、)

第十號 ルソンの大司教より鍋島勝茂に贈りし書翰、

(鍋島勝茂譜考補卷三所載)

呂宋國^イ巴禮王、郎輝來、螺敖、螺、陵厘、致書于

日本國王大都督那迷士那、郎、麾下、竊以山嶽、罗明教、巴禮在貴國、屢年沐恩、受厚款、本職悉聞、甚為傾心、感戴、中心藏之、何日忘之、是固施愛、屋烏之惠也、而巴禮等、莫不稱善、踴躍職亦至愛、至惜、然凡有澤加及於彼者、猶加諸我也、伏乞歲々推恩、則彼此源々而來、戀々不絕、豈淺少哉、倘貴意向一二便宜、則目錄諸人第懇勸數字、千里而語、伏冀心照、二邦

相為兄弟、藩蔽之固、彼此亦為聯遠之交、乞台照、不宣、

巴禮王、郎輝來、螺敖、螺、陵厘、

西土壹千陸百單玖年六月十三日書、

(イ) ドン、フライ、ヂエゴ、ソリヤ Don Fray Diego de Soria なり、フライ、ヂエゴは、ドミニコ派の僧にして、千六百四年以來新セゴビヤ Nueva Segovia の司教たり、是より先き大司教死せしにより、其職を假攝せしならん、

(ロ) 鍋島殿なり、

(ハ) サント、ドミンゴなり、ドミニコ派のバードレ、メナ Padre de Mena は、千六百六年肥前に至り、イスパニヤ船深堀に寄港せしことあるを機として、船長に伴ひて、佐賀に至り、領主に謁し、其許可を得て、濱町及び鹿島に會堂を建てたり、次で佐賀にも會堂を建設し、更に二名の宣教師の派遣を求めて、同國の布教に従事せり、千六百九年七月、バードレ、ソワン Padre Juan de S. Thomas 外一名マニラより肥前に來れり、此書翰は同人の携へしものなるべし、(バゼー著日本基督教史第一三四頁第一七四頁參看、)

第十一號 フィリッピン諸島長官より鍋島勝茂に贈りし書翰

(鍋島勝茂譜考補卷三所載)

民希臘王^イ欽奉干系蠟國皇帝^ロ、厘噉歐系^ハ牙命、前來鎮守呂宋東洋總事、兼與^ハ宜郎、羨、厘猫、致書于

日本國王^ニ、嘔勝迷士嗎新蛾山牙羅奴、前有山噶羅名教、巴禮從、貴國回歸、稱是足下待他甚厚、而足下百姓亦厚款之、予喜之不勝、此巴禮乃予之所幸者、且此巴禮所行甚得道人也、謹具寸楮、薄物、以將微意、聊表相愛誌號、若足下有所托、無不從命、予亦專托足下、求一人情、乞永遠厚得^得、此巴禮亦猶恩及於我也、日後無不知感察、願保^庇、足下福祉萬年、西土壹千陸百拾貳年陸月初壹日書、

- (イ) 民希臘王以下の解釋は、異國日記抄第八七頁第八八頁を參看すべし。
- (ロ) 卑厘噉歐系の誤なり。
- (ハ) 與宜力郎、羨、系厘猫の誤なり。
- (ニ) 嘔迷士嗎勝新蛾山牙羅奴の誤ならん。

第十二號 鍋島勝茂よりイスパニヤ國王に呈せし書翰 (鍋島文書)

鍋島信濃守豊臣朝臣勝茂謹再拜奉復于

蠟國皇帝閣下、僕多年雖聞其高名、自揆鄙拙、尙闕拜問、常爲堪恨、今者幸因商舶之便、得承數行之書、實出意外、感謝罔極、加之、賜以段子六色、具受領了、誠惶誠喜、且教巴禮欲卜居于此國、境界不遠、凡有謀事、固欲從命矣、先日巴禮來臨、情禮殷勤、恰如舊識、永期和睦之好、鄙之所請也、就中金屏雖非珍物、但此國所持、故只以四座、聊表鄙誠、伏願笑納、何如敬旨、伏惟昭鑑、謹拜上復、只此不宣、日本慶長拾柒年壬子閏十月貳拾壹日、

第十三號 フィリッピン諸島長官より鍋島勝茂に贈りし書翰

(鍋島勝茂譜考補卷四所載)

呂宋國^イ虞文勝律郎、宣系厘猫拜書、上、鍋島信濃守大執事、彙者鯉素胃于、足下、略陳鄙衷、辱華翰寵、頌益增惶愧、第相思兩地、

而實爲同堂、然兩國結聯永好、互市獲利、雖出主上之命、僕與足下、各竭其誠、倘有機事、
于仗鼎力爲之、僕非木石、敢飲水忘源乎、敝巴禮或貴邦蒙 雅愛、倦々此屋上之烏、鑲刻
弗忘矣、今差羅明衢、佛難系氏具、叩謁 國主、倘有肝膈言、其人必與足下、頃吐仗金言、早
發回程、以慰僕望、金屏之惠、昕夕倚視、不啻泰山、聊具土儀數色、抒表寸衷、伏冀笑納、庶存
無任欣幸、

西土一千六百十三年仲夏書、

(イ) ゴベルナドール、ドン、フワンデ、シルバなり、異國日記抄第一四三頁以下に
載せたる書翰と、同時に携へ來りしなり、
(ロ) ドンミンゴ、フランシスコなり、

第十四號 鍋島勝茂よりフィリップピン諸島長官に贈りし
書翰、

(鍋島勝茂譜考補卷四所載)

鍋島信濃守豊臣朝臣勝茂謹重拜奉復于呂宋國虞文勝律郎、大執事、邇來雁斷鯉沈、邇
戀實深、今者幸付青雀、以數行惠書、兼受段子六色、錦襪五雙、賊辱榮賜也、且貴价巴禮、雖
來寓于此、表忱無些子、不勝愧汗之至、倘早晚貴价之來、若有可堪之事、則竭誠願固鄙

人之所念也、恐惶頓首、伏惟尊照亮、

慶長十八年孟冬初六日、

第十五號 伊達政宗よりローマ法王に呈せし書翰、

於世界廣大成貴御親、五番目之はつは、はうる様之御足を、於日本、奥州之屋形伊達政
宗謹而奉吸申上候、

於吾國、さん、ふらんしすこの御もんはの伴てれ、ふらい、るいす、そてろ、たつときてう
すの御法をひろめに御越之時、我等所へ御見舞被成候、其口より、きりしたんの様子、
何れもてうすの御法之事を承わけ申候、其付しあん仕候程、まゆせうなる御事、ま
の御定め之みちを奉存候、それにしたかつて、きりしたんに成度乍存、今之うちは、難
去さしあわせ申子細御座候而、未無其儀候、乍去、某分國中、おしなへて下々迄、きりし
たんに罷成申候やうに、すゝめ可申ために、さん、ふらんしすこの御もんはのうちに、
わうせれはんしやの伴てれ衆御渡被成可被下候、何やうにもしゆせう大切可存候、
御渡被成候其伴てれ衆に、萬事に付而、御ちからを御ゆるし候て可被下候、其伴てれ
衆に、我等手前より寺をたて、萬に付而、御ちそう可申候、同我國のうちに、おゐて、たつ

等心中に存候程の
事此ふらゐるいす
そてろ被存候間貴
老様御前奉叶申や
うに頼入我等使者
と相定渡申候其口
を御聞候て可被下
候此ふらいそてろ
にさしそへ候て我
等家之侍一人支倉
六右衛門尉と申者
を同使者として渡
申候我等めうたい
として御したかい
のしるし御足をす

instanter supplico, cujus observantia et sollicitudine omnes, qui in eo inhabitant, quam pridie Christianos fieri non dubito. De ipsius autem expensis et redditibus ne quaeso anxius sis, quia ut copiose fiat nostrae sollicitudinis et curae proprium esse volumus.

Cujus rei causa ad te mitto praefatum Fratrem Ludovicum Sotelo, legatum meum, a quo possis de corde meo, quae tibi vixta fuerint sciscitari. Optime namque novit quae in ea praedicta in eo sunt et haec ut effectum habeant, ipsi legato roganter misso benevolas aures concedat et honorem praebet Tua Beatitudo, cui etiam comitabitur quidam nobilis eques domus meae qui Hasecura Rocnyemon nominatur, qui similiter legatus meus existit, ut ambo mei vices agentes obsequij et obedientiae causa ad Sanctissimam usque Romanam Curiam pervenientes, tuos beatissimos pedes pro me osculentur. Et si forte praedictus Pater Frater Ludovicus Sotelo in via fuerit vita functus, quilibet alius ab ipso designatus, similiter ut legatus a te admittatur tamquam si ipse viveret.

Cognovi praeterea, quod meum a Novae Hispaniae Regnis, quae potestati ac ditioni potentissimi Regis Hispaniae Philippi subsunt, non multum distat, qua-propter cum desiderio communicandi cum ipso et cum illis Christianorum regnis, ejus amicitiam exopto, quod equidem sic fore confido, si tua auctoritas interveniat. Precibus humiliter petto ut hoc Altitudo incipiat et ad finem usque perducat, maxime quia necessaria via Religiosis a te in hoc regnum missis est. Prae omnibus pro me orabis omnipotentem Deum, ut ad ejus amicitiam valeam pervenire. Si vero in hoc regno, aliqua videris

ときてうすの御法
を御ひろめ被成候
ために可然と思食
候程之事被相定可
預候別而ト大きな
つかさを御一人定
め被下可預候さや
うに御座候て頼而
頼而皆々さりした
んに罷成候事一定
と奉存候我等何や
うにも請取申候間
御合力之儀すこし
も御きつかい被成
間敷候是に付而我

Magni et universalis, sanctissimique totius Orbis Patris, Domini Papae Pauli V pedes cum profunda summissione et reverentia osculando Idate Masamune in Imperio Japonico Rex Voxij suppliciter dicimus.

Cum venisset Pater Frater Ludovicus Sotelo Ordinis Sancti Francisci Religiosus ad meum Regnum et in eo Christianam legem praedicasset, meque visisset, ab eoque eam audivi, et misteria multa, quae de ritu sunt et ceremoniam Christianorum apperuit, quae sane in corde recondens et perscrutans, cognoscens vera esse et salubria, suscipere profitenda, nisi me aliqua negotia deturbarent et inexcusabiles causae detinerent. Si tamen pro nunc ego non valeam, cupio saltem meas gentes et subditos populos Christianos fieri. Hoc ut feliciter eveniat, ad me mitas quaeso, Beatissime Pater, Religiosos Ordinis Sancti Francisci, qui de Observantia nuncupantur; hos enim praecipue diligo et observo. Tua vero Altitudo ipsis ample concedere non horreat omnes licentias, favores et quaecumque alia ad id necessaria. Ego autem jam terram hanc ingressos adjuvare non desistam, sed in monasteriis aedificandis, et in aliis rebus, quibus potero beneficijs inserviam. Similiterque exoptulo ut in meo regno disponas, gubernes, instituas, omnia ea quae ad propagandam sanctam Dei legem utilia fore tibi placuerint, praecipue ut in eo instituas et crees quemdam magnum Praelatum

いたてまつるために、
能らうま迄進上仕候、
此伴天れ、そてろ、みち
に而自然はてられ申
候者、そてろ被申置候
伴天れを、おなしやう
に我等か使者を、おほ
しめし候て可被下候、
某之國とのひすはん、にや之あひた、近國に而御座候條、向後えすはんやの大帝皇と
ん、ひりつへ様と可申談候、如其元被相調可被下候、伴天連衆渡海成ため奉頼存候、
猶以某之上貴さてうす天道之御前におゐて、御ないせうに叶申やうに奉頼申候、猶
此國如何様之御用等可被仰付候、隨分御奉公可申上候、是式に御座候得共、日本之道
具乍恐進上仕候、猶此伴天れ、ふらゐる、いす、そてろと六右衛門尉、口上に而可申上候、
其くち次第に可被成候、早々恐入候、誠恐誠惶敬白、

tuo obsequio et voluntati gratiosa, jubeat Altitudo Tua, quoniam ut voluntati respondeamus totis viribus adimplebimus. Nunc autem licet exigua sint dona, quia tamen ex longinqua regione adveniunt, cum reverentia et timore pauca ex Japone tibi offero. In omnibus alijs nos remittimus ad praedictum Patrem Sotelo et equitem Rocuyemon, et ea quae ex parte nostra tractaverint et rata fecerint, ipsa rata esse volumus. Ex civitate et curia nostra Jendai, anno decimo octavo aetatis Quecho, quarto die lunae nonae. Id est, anno salutis millesimo sexcentesimo tertio decimo, pridie nonas Octobris. Cognomen dignitatis, Matçundaira Mutçuno Cami, Nomen et cognomen Regis, Idate Masamune.

伊達陸奥守(花押)

慶長十八年九月四日、

政宗圖、

於世界貴御親五代目之

はつは、はうろ様、進上

(イ) 此書翰及び下註のラテン語譯文は、別々に鳥の子に認めたるものにして、
バチカン法王宮の圖書館に現存す、其寫眞版は大日本史料第十二篇之十
二に載せたり、抑も伊達政宗が使を歐洲に遣はし、は、メキシコと貿易を
開かんと欲し、イスパニヤ政府と、之に關する條約を結ばんが爲めにして、
此望を起し、は、慶長十六年七月、ビスカイノが其領内の海岸を視察して、
大船の寄航に便なる港灣多きを發見せし時よりなり、此時ビスカイノ
と共に仙臺に來りしフライ、ルイス、ソテロは布教の便宜を圖る目的を以
て、爾來此事に盡力し、ビスカイノがメキシコ歸航の途次、暴風の爲め其船
甚しく破損して、再び日本に來り、他に歸國の途なかりしを幸に、之に説き、
政宗の船に乗りてメキシコに渡らしめたり、同船には、ソテロ并に政宗の
使者支倉六右門以下日本人百數十人乗組み、千六百十三年十月二十八日
(慶長十八年九月十五日)月浦を發し、翌年一月二十五日アカプルコ Acapulco

に着せり、使節は、同所より首府メキシコに至りて、總督と交渉し、次てベラクルス Vera Cruz より乗船し、十月初イスパニヤのサンルカル San Lúcar 港に渡り、ゼビーヤ Seville を經て、十二月初マドリッドに着せり、翌年一月三十日、國王フェリペ三世 Felipe III に謁見し、貿易開始に付政府と交渉し、同年八月、マドリッドを發し、バルセロナよりゼノアに渡り、十月二十五日ローマに着せり、ローマに於ては法王に謁見して政宗の書翰を捧呈し、宣教に關して請ふ所あり、又貿易開始につき斡旋を求め、千六百十六年一月七日ローマを發し、フロレンスを經て、ゼノアに出で、順路マドリッドに歸れり、次てセビーヤに至り、政府と交渉の爲め引續き同所に滞在し、千六百十七年夏サンルカルよりメキシコに渡り、千六百十八年四月、政宗が迎の爲めに送りし船に乗り、アカプルコを發してマニラに至り、支倉は千六百二十年便船に乗じて歸朝せり、その仙臺に着せしは、元和六年八月二十六日なりき、ソテロは千六百二十二年日本に渡來せしが、長崎に於て捕へられ、大村の牢に投ぜられ、千六百二十四年八月二十五日死刑に處せられたり、(ロ) ババ、パウロ五世 Papa Paolo V なり、千六百五年五月十六日より千六百二

十一年一月二十八日まで、法王の位に在りき、

(ハ) サンフランシスコ派のバードン、フライ、ルイス、ソテロ Padre Fray Luis Sotelo なり、ソテロが、慶十六年七月セバスチヤン、ビスカイノと共に、仙臺に至り、政宗に謁して基督教を説きしことをいふ、(大日本史料第十二篇之八、第八四四頁以下參看)。

(ニ) ポルトガル語デウス Deus 神なり、

(ホ) ポルトガル語クリスチスたん Christao 基督教徒なり、

(ヘ) オブセルバンシヤ Observantia なり、サンフランシスコ派中宗規の勵行を主張する一派なり、

(ト) 大司教なり、

第十六號 ローマ法王より政宗に贈りし書翰^イ

法王バオロ五世、

名聲最も高き王の健康と、眞の長さ幸福とを祈る、朕が愛する子にして、卿の大使なる、サンフランシスコ、オブセルバンシヤ派の宣教師ソテロ、及び武士フィリッポ、フ

ことなり、蓋し、此外に、救を受くる途なければなり、卿は神の慈悲によりて、既に神を識り、又他人の救の爲めに圖らんとす、故に神の助により、速に神を崇むるに至らんことを望む、何となれば、正しきものは、神の道を聞くものにあらず、これを行ふものなればなり、卿は俗事の障碍断ち難しと云へども、先づ天國を求めば、其他のものは、總て來るべし、我等の終焉は、豫知すべからず、假令全世界を

viscera nostra, omnesque quamdiu apud Nos fuerunt, honorifice tractari fecimus. Nec minori spiritus laetitia accepimus, quae te induxisse terebis, ut illos ad Nos mitteres, quaeque per eos Nobis innotescere voluisti. Unum defuit ad implendam nostram, et hujus Beati Petri sedis gaudium, videlicet ut te per sacrum baptismum intra gremium Ecclesiae Christi, extra quod non est salus, receptum, et ab erroribus gentilitatis re ipsa ereptum intelligeremus. Verum quando te veritatem Dei per ejus gratiam cognovisse, et aliorum salutem operari coepisse narrasti, levasti bona ex parte sollicitudinem nostram; futurum enim speramus in Domino, ut qui coelesti auxilio Deum jam cognovisti, cum etiam sicut Deum glorifices: non enim auditores legis justus sunt apud Deum, sed factores. Et licet saecularium rerum vincula, et impedimenta gravissima te, ut inquis, morentur, tamen non potuimus pro nostro Apostolicae servitutis officio, ac studio salutis tuae te in Domino non hortari, ac monere, ut consideres, quod jam audivisse credimus, dixisse Dominum ac Salvatorem nostrum Jesum Christum: Primum quaerite Regnum Dei, et haec omnia postea adjicientur vobis, incertus est ultimus dies noster, nihilque prodest

ランシスコ、ハセクラより卿の書翰を受領し、地球の極ともいふべき遠き地に、神子の福音弘布せることを知り、大に喜べり、使節に對しては最大なる名譽を表し、ローマ入市の盛式を擧げたる後、我が聖教會のカルヂナル、僧官、其他貴族等參列の席に於て、之を引見し、其演述を聽きて誠に悦び、一行の滞在中之を厚遇することを命じたり、唯一つ卿に望む所は、速に洗禮を受けて、教會に入らん

Paulus PP. Vs.

Illustris Rex salutem, et verae, sempiternaeque foelicitatis gnitionem, et adeptionem. Literae tuae per dilectos filios Lupovicum de Sotelo Ordinis Sancti Francisci de Observanti religiosum, ac nobilem virum Philippum Franciscum Faxecuram equitem, oratores tuos, Nobis redditae tanto spirituali gaudio Nos affecerunt, quanto par est afficere Apostolatam nostrum gratissima uncia propagationis Evangelii Filii Dei, praesertim in tam longinquis regionibus, ut cura Propheta dicere possimus, secundum nomen tuum Deus, sic et laus tua in fines terrae. Quamobrem egationem tuam quanto honore in Domino potuimus, prosecuti sumus, et eam post solemnem in Urbem Romanam ingressum in sacro venerabilium fratrum nostrorum Sanctae Romanae Ecclesiae Cardinalium consessu, adstantibus compluribus Romanae curiae praelatis, et aliis nobilibus excepimus, legatos vero, eorumque comites, qui per aquam regenerationis facti erant ex hospitibus, et advenis civis sanctorum et domestici Dei, tamquam dilectos filios ad hanc sanctam sedem credentium omnium matrem Romanam Ecclesiam de longe venientes, ut vidimus, commota sunt

得たりとも、若し靈魂を失はば、何の益あらんや、朕は、心の底より卿を愛し、卿が健康と光榮とを享受せんことを望みて、神に祈るべし、卿の請願せるところは成るべく之を許容せり、其地に宣教師を派遣し、之に特權を附與することは、既に之を命じたり、司教の問題は重大にして、使節の歸國前に之を決すること能はざりき、然れども、成るべく速に之を解決し、其地の靈魂の幸福と神の道の弘

homini, si universum mundum lucretur, animae vero suae detrimentum patiatur. Nos certe ex intimo cordis nostri affectu tibi, tuoque Regno salutem et gloriam optamus, et a Patre luminium, a quo omne datum optimum, intente precamur in orationibus nostris. Quod attinet ut ad ea, quae a Nobis postulas, primum te minime dubitare volumus, quin Nos tuis votis, quantum cum Domino possumus, respondere desideramus, deinde nonnulla ejusmodi esse scito, quae nunc expediri non potuerunt, alia vero brevi, prompteque expediri jussimus, et quidem operarios religiosos in istam vineam Domini venire mandavimus, quos opus Dei requirit, cum iis facultatibus, et privilegiis, cum quibus duximus in Domino expedire. De episcopo res est magni momenti, ut expediri ante oratorum tuorum reditum non possit, dabimus tamen operam, ut quamprimum poterit conficiatur, quod cum Dei gratia actum fuerit, haec et alia disponentur, quibus saluti animarum istarum partium, et Divini cultus incremento consulatur. De negotio communicationis, et commercii, mandavimus agi cum charissimo in Christo filio nostro Philippo Hispaniarum Rege Catholico per nuncium apud eum Nostrum quantum in Nobis fuit.

布の便宜とを圖るべし、麥通貿易の事に關しては、朕の大使に、基督に於て最も愛する子なるイスパニヤ國王フェリペと交渉することを命じたるが故に、朕并に卿に對する交情より、必ず好き返答を與ふべしと信ず、又卿が聖靈の恵みによりて、生れ更り、耶穌基督を頭とし、其教會に屬するに及びて、聖教會より基督に於て最も愛する諸王に與ふる恩惠及び厚遇を卿に與へ、又卿及び卿の領

ac speramus, eum tum nostra causa, tum ob merita tua benigne facturum adeo ut voluntatem ejus minime sis desideraturus. Quae vero a Nobis petis, tibi et Regno tuo Apostolica nostra auctoritate tribui, cum sacro fonte Sancti Spiritus gratia renatus fueris, et membrum capitis nostri Christi Jesu, ejusque Ecclesiae factus, Nos te, tumque Regnum iis favoribus, et gratiis, quibus alios charissimos in Christo filios suos Catholicos Reges haec sancta Romana sedes exornare, et communire solet, libenter complectemur, teque sub protectione nostra et Beati Petri recipiemus, sicut etiam non deerimus tum cum de virtute in virtutem te Spiritus Sancti gratia crescente Regia tua, et Christiana munificentia cathedrales et aliae ecclesiae erigentur, ac redditibus suis donabuntur, quin desiderii tuis de nominationibus episcoporum, ac militarium, et equestrium ordinum institutione, quantum cum Domino poterit, admittamus ut satisfiat. Caeterum munera tua gratissima Nobis fuere, et quotiescunque ea aspiciemus, toties ad orandum Deum Nos inducent pro salute tua sempiterna, ac totius Regni tui prosperitate, et gloria quamquam hoc nostra sponte agere in sacrificiis nostris non intermittamus. Reliquum esset, ut

國を朕并にサン、ビエトロの保護の下に置くべし司教の任命權并に騎士團の設立に付ては、聖靈の恵みにより、卿の徳を加へ、大寺院并に會堂を寄進するに至りて、之を許すべし。朕は、卿の贈物を喜びて納め、之を見る毎に卿の永久の幸福と、領土の繁榮との爲めに、神に祈るべし。朕は又大使等を厚遇することを、卿に求めんと欲す。然れども、多くの艱苦を経て、熱心に其任務を盡したることは、朕が言にも勝りて、彼等の賞すべきことを示すものなり。耶穌基督の父なる榮光の神が、卿に恵みを與へ、地に於ては心力を盡して基督を愛し、天に於ては聖人と共に永く光榮を享くるに至らしめんことを祈る。

在位の第十二年、即ち千六百十六年十二月二十七日、ローマのサン、ビエトロ寺に於て、

tuos oratores tibi commendaremus, sed tam multi, et suscepti labores, et pericula diligenterque obitum munus satis, superque eos commendant. Deus gloriae, Pater Domini Nostri Jesu Christi, Pater misericordiarum det tibi secundum abundantiam gratiae suae, ut convivificatus Christo, illum in terris ex toto corde tuo et ex tota anima tua, et ex omnibus viribus tuis diligere, et in coelis videre, eoque perfrui cum sanctis suis in saecula merearis. Datum Romae apud Sanctum Petrum, sub Annulo Piscatoris, die vigesima septima Decembris, millesimo sexcentesimo decimo sexto, Pontificatus Nostri anno duodecimo.

(イ) 此書翰下註のラテン語原文は、バチカン法王宮の文書館に藏する、パウロ五世書翰案文に載せたり。書翰の本書は、ソテロ之を携へて、日本に來りしが、千六百二十四年、その刑に處せられんとするに當り、同派のバードレ、デ、ユゴ、デ、サン、フランシスコ、Padre Diego de San Francisco に書を贈りて、法王の書翰は、木の箱に納めて、其行李の内にある由を告げ、之を政宗に届けんことを請へり。(バゼー著日本基督教史、第五九四頁の脚註參看)

第十七號 伊達政宗よりイスパニヤ國王に呈せし書翰

(石母田家藏、南蠻國書翰案文所載)

乍恐申上候、從先季、其許大國被成御治候帝王之由及承候處に、此度伴天連、布羅以、類子、曹天呂、以物語御威光之通具承候、内々申通度存候處に、去季又濃毘數般之びぞれいより、爲使者、日本之帝王へ被相渡候、ぜねらる、ばすちあん、ひすがい之、某國へ被參候、御國濃毘數般より、吾等國へ海路事之外近之由被申條、向後爲可申談、布羅以、類子、曹天呂を頼入、爲使者相渡申候、先年此伴天連を、日本之從帝王、使者に可被相渡之由被天定候得共、俄に煩之故無其義候、爲名代、別之伴天連渡し被申候、此度は、伴天連煩

も快氣之事に候間使者に頼候而渡申候此伴天連より貴き天有主天道之御法聽聞
仕候一段聞入大切に雖存候難去指令之事御座候間未無其義候乍去其分國中下々
にすしめ可申候間さんふらんしすこの御門派之内おぜれはんしやの伴天連衆御
渡可被下候随分御馳走可申候左様に御座候者向後爲可申入候此度我等船を造り
のびすはんやまで相渡申候此船に伴天連御渡可預候毎年渡海させ可申候然者濃
尾數般にをみて某船之義御馳走頼存候同船衆など入申事萬々被仰付可被下候尤
御國中者不及申濃尾數般のびぞれいふその屋形あま川のかびたんまうるまへ
このこへるなるどうるへ我等船參候共無相違様に被仰付可預候并御判可被下候
又我等國へ從其許舟共參候者如其御馳走可申上候又るそんよりのびすはんやへ
參申船自然我等國へ被着候者何篇自由に可申付候若船など損申共我等國に
ては道具己下少も無如在申付相渡可申候又船など作申度と御座候者材木等無機
遣可申付候何へも此由可被仰付候彌申合條々以一書別而申入候猶伴天連可申上
候自然伴天連道にて被相果候者曹天呂被申置候伴天連可被申上候條可被成其心
得候猶又爲使者侍壹人相渡申候是式に御座候へ共日本之道具五色令進上候何方
も伴天連口上に可被申上候早々申達候恐惶謹言

四〇

慶長十八年九月四日

ふすはんやの國大帝王どんひりつへ様進上

申合條々

一 貴き天有主之御宗門に於吾等國下々罷成候義少もさまたけ申間數候間さんふ
らんしすこの御門派之伴天連衆御渡可被下候御馳走可申事
一 毎季伴天連衆爲
渡海此度我等船
を作り濃尾數般
まで渡申日本之
道具相渡申候其
國之道具をも無
相違御渡可有之
候拙者遣用のた

Para que la santa ley de Dios sea predicada en mi reyno; y para que mis vasallos se hagan cristianos, pido se me haga merced de inuiarme Padres de la Orden de San Francisco, en lo qual no pondré impedimento alguno, antes fauoreceré con veras, para que tenga efeto y en todo acomodará y regalaré á los dichos Padres.

Iten, para que los dichos Padres bengan todos los años e fabricado agora esta nao, la qual llenando géneros de cosas y mercaderías del Xapón se truequen por otras que de ese reyno vuiere y se me haga merced de enuiarles para el servicio de mi casa.

Iten, se me haga merced de darme pilotos y gente de mar para la nauegación de la dicha nao, y

四一

めにて候事、
 一 船渡海のため役
 者、こぐしや、入次
 第に御やといか
 し可被成候、若船
 損候者、作直し候
 時分、馳走願存候
 事、
 一 ろそんよりのび
 すはんやへ參候
 船、若我等國へ參
 候者、馳走可申、損
 候者、道具已下無
 相違可申付候、但
 作直し候とも、馳

si acaso ésta se maltratare ó tuuiere necesidad de algún reparo pido se dé todo buen aliño y buen avío para ella á mi costa.

Iten, si las naos que de Luzón ban á Nueva España llegaren á mi reyno serán bien reciuidas y en todo regalados los que en ellas binieren, y aunque se rompan y maltraten mandaré rigurosamente que toda la ropa y cosas que traxeren se recojan y entreguen á los dichos sin falter cosa alguna, y si acaso se quisieren reparar ó fabricar de nuevo acudirá puntualmente á su comodidad y regalo.

Iten, si Vuestra Excelencia quisiere mandar fabricar naos en mi tierra daré para ello madera, carpinteros, herreros y todas las demás cosas necesarias á los precios comunes que entonces corriere.

Iten, si de ese gran reyno en algún tiempo biniere alguna nao con grande aplauso y regalo será bien recibida, y en el comprar y bender y todas las demás cosas apretadamente mandaré que sea su boluntad y libertad sin inpusición alguna.

Iten, si en algún tiempo algunos españoles se quisiesen quedar en mis tierras á biuir, les daré sitio y tierras y en todas las demás cosas que bien les estuuiere mandaré rigurosamente que acudan á su fauor sin que en ello aya falta, y si acaso entre los españoles y xapones tuuieren pleito, ruidos ó qualquiera otra diferencia, á los tales mandaré entregar al español, que entre ellos

走可申上事、
 一 於吾等國、船御作
 被成度候者、材木
 鐵已下大工等、入
 程之事、其時之隨
 様子、下知可仕事、
 一 御分國より船參
 候者、如何様にも
 自由に、あきなひ已下可申付候、其上馳走可申上事、
 一 於吾等國、南蠻人在付候者、屋敷已下無相違可申付候、尤南蠻人之中に、出入曲事之
 子細公事等、於有是者、其頭人に相渡、其旨次第に可仕事、
 一 いんぎりす、ちらんです、何も帝王之爲敵國より參候者、我等國に而は、崇敬申間敷
 候、委細者、伴天連、布羅以、類子、曹天呂口上に可被申上事、
 一 是すはんやの帝王三代目のどん、ひりつへ様、於日本、奥州之屋形伊達政宗、一味申
 談上者、互於何事も不可有相違事、

慶長十八季九月四日、

ゑすはんやの國大帝王様、

- (イ) ノビスパニヤのビゾレイ Visorey 總督なり、當時の總督はサリーナス侯爵、ドン、ルイス、デ、ハラスコ Don Luis de Velasco, Marqués de Salinas にして、後マドリヤドに歸り、インド事務顧問會議の長に擧げられたり、
- (ロ) ビネラル、セバスチャン、ビスカイノ Sebastián Viscaino なり、ビスカイノが、慶長十六年四月、日本に來り、次て日本の東海岸を測量せしことは、異國日記抄第五九頁に掲げたり、右測量の途次、慶長十六年七月初、仙臺に至りて、政宗に謁せし時の事なり、(大日本史料第十二篇之八、第八四四頁以下參看、)
- (ハ) 慶長十五年、家康がソテロをして、ドン、ロドリゴ等一行と共に、メキシコに渡航せしめんとし、ソテロ遇々病に罹りし爲め、フライアロンソ、ムニョスを代りに遣はし、事を云ふ、(第八頁以下參看、)
- (ニ) ルソンの長官なり、
- (ホ) マカオのカピタン、モール Capitan mor 司令官なり、



像畫世三ベリエフ

(ヘ) マルニ Maluco の エメルナドール、即ちモロッカ諸島の長官なり、

(ト) 支倉六右衛門常長なり、

(チ) 下註イスパニヤ語譯文は、イスパニヤのシマンカス Jimenas 文書館に蔵するものにして、支倉等一行が、サン、ルカル港に着せし時、領主メデナ、シドニヤ公爵に示し、同公爵よりマドリッド政府に送付せしものなり、譯は頗る周密にして、善く日本語の意を盡せり、但し總督宛同文の協約案を譯したるものなれば、日本語にエスバニヤの帝王三代目のドン、ヒリツヘ様とある代りに、新イスパニヤの總督様とあり、

(リ) 工社なり、通航一覽に載せたる、別本天竺徳兵衛物語に、工社トイフ役人アリ、水主頭ニテ、大船ニハ一艘ニ百人、小船ニハ一艘ニ四十人アルガ、其頭ナリ、とあり、

(又) イングレズ Ingles、オランダズ Olandes、即ちイギリス人及びオランダ人なり、

第十八號　　イスパニヤ國王より、政宗に贈りし書翰

神の恩寵により、イスパニヤ、ナポリ、シ、リヤ、セルサレム、東西インド、及び太平洋中の諸島并に大陸の王、オーストリア大公爵、ブルゴニヤ、ブラバント及びミランの公爵、ハプスブルグ、フランデル及びチロルの伯爵を兼ねたるドン、フェリペ、支倉六右衛門、サン、フランシスコ、跣足派のフライ、ルイス、ンテロと共に當朝廷に來りしにより、之を引見し、貴國に於て、我等の主耶穌基督の神聖なる眞の道を善とし、之を奉ぜんとする嘉すべき考あることを聞き、甚だ喜び、又國王が其國を平和に治め、其

Don Phelipe, por la gracia de Dios, Rey de España, de Napoles, de Sicilia, de Jerusalén, etc., de las Indias orientales y occidentales, islas y tierra firme del mar ozeano, etc., Archiduque de Austria, Duque de Borgoña, de Brauante y Milán, etc., Conde de Abspurg, de Flandes y Tirol, etc.

Haviendo llegado á esta mi corte Faxecura Rocuyemon en compañía de Fray Luis Sotelo, descalço de la orden de San Francisco, y dádoles grata audiencia, me ha causado particular contento la rrelación que me han hecho de los buenos intentos que se tienen de elijir y profesar la santa y verdadera ley de nuestro Señor Jesucristo en ese reyno, y atribuyendo al Rey, que le gobierna en paz [y] le desea su vien, el buen efeto que esto tuiniere, he holgado de lo que de la parte me an ofrecido, [en cui] demostración, mandé se les hixiese toda buena acoxida y que se les proueyese de lo necesario el tiempo que an estado en España y para hir á la Corte romana y hazer sus embarcaciones hasta la buelta á su tierra. Espero en Dios nuestro Señor

幸福を増進せんと欲する事を認めたるが故に、彼等に對して、善き待遇を與へ、イスパニヤ滞在中、并にローマへの旅行中必要なものを給與し、歸國の際、乗船を與へんことを命じたり、朕は此旅行の結果として、基督教弘布せられ、貴國內の住民の靈魂の救はるゝに至るべきを信じて、大に悦べり、朕が宣教師其他基督教徒を厚遇せられんことを切望する事は、親しく大使に語り、又曩に日本全國の君に書翰を以て通じたり、神奧州の王を護り、その正しき目的に付て、大なる成功を與へられんことを祈る、

千六百十六年七月十二日、マドリッドに於て、

國王親署

(イ) 此書翰は、インド文書館に藏する國王書翰案に載せたるものにして、書翰

の本書は、支倉歸朝の際、之を携へ歸りしならん、

四八

第十九號 蘭領インド總督より幕府に呈せし書翰

以上、

天下國家之政事爲直、各不能御寸隙と奉察、殊恐多故、以終今迄、不捧書札處、近年不被
思寄儀共依出來、不看憚事、奉一書也、

一 今度おらんだ、かひたん、御江戸へ指上申之條、萬端被加御不便奉頼事、惣別日本
之 御意被仰出旨、聊相違無御座故、拙者式迨忝本望に奉存處、去年ニ今年ハ相替
リ、おらんだ人致迷惑事のみ有御座之間、憚多難 言上、御上様え可然様御取成
御披露、被加御慈悲、古昔三十八ヶ年如以來、被仰付奉頼、其子細ハ、いつ迄も幾久御
奉公申上度念望不淺、如此奉 言上也、

一 於平戸おらんだ家之儀、京前平戸家老衆へうかゝい申、作事仕候子細者、過分ノ代
物ヲ召置故、火事彼是用心ノため、然所ニおらんだノ家御こぼち被成事、拙者式不
能分別、其故ハ、平戸家老衆へ尋申たる御事ニ有御座之間、いか、拙者奉察所ハ、羅
うまノはつは之下知ニしたか、ふ南蠻人之依讒言、不被思寄事出來無其紛候、おら

だ之儀、ひかしより聊も背 御意不申故、此三十四ヶ年以前古 權現様ヨリ忝御

朱印頂戴申上候、

一 先年大坂落去之時、扱又今度有馬天草ノ謀叛人羅うまノはつはノ下知ニまたか
ふ者共退出ノ時、おらんだ事、御譜代ノ寄衆同前ニ、黒舟ニテ罷越、抛身命、御奉公
申上度念望不淺事、

一 各御江戸 御奉行衆中へ訟訴申上所願ハ、御取成以、拙者おらんだ人ニ被加御不
便、古 權現様御時之こと、被仰付、忝奉存事、爲其去年態くろ舟登艘申付、古 權
現様之 御朱印ヲ御江戸へ指上申候、

一 おらんだ、かひたん、羅めると申者、去年御江戸へ罷下候時、讚岐守殿、伊豆守殿、
豊後守殿、今壹人之御名ハ不存、又筑後守殿、長崎之奉行三郎左衛門殿、扱又内匠正
殿者、高座ニ御成被成、かひたん、羅めるニ被仰渡候するハ、色々進物共指上所 御
満足に被思食上由、然者おらんだ人ノ儀、至 日本商賈ノ事、聊如在ニ不被 思食
上之間、萬事心安奉存知候へと、堅被 仰出候、其次ニおらんだ黒舟ノ儀、長崎へ罷
越候へ之由被 仰付候條、則畏奉存、種々致造作、長崎へ罷移候、
一 おらんだ人於長崎、殊外致迷惑事のみ有御座由、かひたん、羅める、并拙者家老之者

四九

共具申聞候條、御江戸、御奉行衆中として、被加御不便、向後左様ニも無御座や
ラニ、被仰付奉頼事、

- 一 爲 御意、おらんだ之儀、於長崎古南蠻人被召置たるつルき島ニ罷居候へ之由、被仰付候間、則彼つルき島ニ居申候處、日本人衆ノ出入、扱又日本人衆ニ言葉之かはしも不能成やラニ、御法度被仰付、結句、竊前南蠻人被召置たるヨリモ、稠數御禁被成候へハ、おらんだ人儀、背御意たるやラニ有御座事、無面目奉存候、次ニつルき島之屋ちん、壹ヶ年ニ丁銀五拾五貫目御取被成候、
- 一 長崎つルき島、同黒舟ニおゐて、我々宗門之つとめ、御法度被成候事、
- 一 日本ニテおらんだ人相果候時、其死骸ヲ海底ニ御志つとめ被成候事、
- 一 おらんだ黒舟長崎へ參着申候へハ、石ひや玉藥諸武器共ニ御預リ、御藏にめし入られ、又梶をも御取被成、出舟ノ時、漸々被召返事、
- 一 於長崎、おらんだくろ船ヨリ荷物をろし申時、長崎奉奉所ヨリめしつけられたる番衆、おらんだ人を打敵、偏蕃生ノとくニ被成候事、然者跡先不存、水主共若不致堪忍時ハ、却而迷惑之至ニ奉存事、
- 一 とろんへいたと申候て、おらんだ人吹申笛御座候するをも御ふかせ不被成事、右

之趣、貝承届候へハ、古 權現様之旨ニハ致相違たるかと奉存候、

一 おらんだ人、日本へ爲商賣罷渡候處、萬事致迷惑儀のみ、其上商ニ過分ノ損仕候へハ、重而商賣も罷成まじさか、

一 右令 言上候こと、何篇ニ付、おらんだ人迷惑申上、就中商賣ニハ損仕候するやラニ被 仰付候儀、拙者おらんだ人ヲいかやラニ被 思食上、かやラノ體ニ御座候や、多年之間、何を毛頭背 御意たる事無之、扱又おらんだ人ハ、日本御譜代之被官同前ニ、御奉公可申上と奉存知ラへハ、若拙者ニ如在有之なと共、被 思食上候するやと、疑申御事に候、又從此方御いと申申請、重而日本之不致通路様ニも被 思食上候哉、

一 羅ウマのはつはノ下知ニ、またかふ日本人若御國ニ御座候て、おらんだヲ致讒言、かやラニ有御座かとも奉察候、古今不背 御意おらんだ方ヨリ、言上仕る儀、御承引無之事不及是非、將又おらんだ宗門之様子、扱らウマのはつはノ下知ニ、またかふ南蠻人之宗旨之儀、竊前より具致 言上候條、定而可被 聞召上候事、又南蠻人、日本へ御敵ヲ仕る、またこゝろ無其紛、各よく御存知故、日本ヲ御拂被成候、就中南蠻人偽り表裏之者たる儀も、拙者おらんだ方ヨリ致 言上たる御事に候、

忠あるおらんだ不忠ニ罷成儀、難筆紙盡候、又理非ヲ不被、聞食分御事、日本之

御外聞もいか、おらんだ人日本へ通路凡四十ヶ年に及び申候、

一古昔ヨリおらんだ事、御意ニ泄る儀、聊無御座、萬事謹畏奉存知、御譜代之被官ニテ御座候、其上今迄日本人一人ニても、おらんだ之宗旨ニすゝめ申たる事、無御座通、人々御存知之前ニ候條、各御江戸御奉行衆中として、可然様ニ御取成、御披露奉頼候、然者何れ之子細ニよつて、おらんだ致迷惑事のみ、扱又商賣ニ損仕候、するやうニハ被仰付候や、有體不殘被、仰下奉頼候、左様ニ御座候ハ、御意ニ入たること、萬事申付度候、其子細ヲ不被、仰下候へ、彌以迷惑之至ニ奉存候、一拙者致、言上所ノ正直ハ、明白無其紛候、おらんだ之儀、日本ニ對シ如在有之なと被、思食上候ハ、必渡海も仕まじさか、又誰ニよらす、無罪之おらんだヲ謔言申たる人ハ、いか様天命逃間敷候、若拙者おらんだニ被加御不便候ハ、萬事むかしノこと、奉頼事、

一非道ヲ企ル宗門御國ニ御座候ハ、其者共ヲ不殘御拂、如在無之、正直ニテ商賣ヲ專用ニ仕るものヲ御國ニ被召置奉頼事、然者御望ミノ物何ニよらず、方々國々致才覺求指上申度念望不淺事、

一南蠻人之儀、從異國日本へ致通路程ノ國々へ手つかい仕り、日本ニ殘るきりしたん共ノすゝめヲ申候條、異國ノ舟一切日本へ御入候ハぬやうニ可然か、かやうニ致、言上事、南蠻人國々へ才覺仕候書狀、此方拙者手前ニひかへ召置候故、如此令言上候、異國ノ舟日本ニ不致通路候ハ、羅うまのはつは、下知ニまたかよきりしたん共、必絶可申か、扱又日本ノきりしたんノ儀、はつはの教ニよく思ひ入たりと奉存候、誠拙者おらんだ心中聊如在無之通、具ニ愚、御目ニ申之條、能々御分別之前ニ御座候、

一おらんだ之儀、かぶて、いすへらんさと申國ヨリ、東いんでやにおゐて、方々國々へ致商賣事、おらんだ國之屋形ノ下知を以ノ儀ニ御座候、其故ハ、おらんだノ國ニ幾千之貧人共御座候へハ、其貧人之はこくみヲいたすための御事ニ御座候、此中日本ニテ商之賣損、扱又於平戸おらんだノ家御こぼち被成たるヲ以ノ損、彼是之儀ニ有御坐之間、御江戸各御奉行衆中として、御取成、被加御不便、長崎ニテおらんだ之居所少被下候へかし、若左様之儀不罷成候ハ、長崎つぎ島の屋ちん五拾五貫目ヲ、蒙御赦免度奉存候、自然永代ノ御赦免いか、ニ被思食上候ハ、いか様共御意次第ニ御座候、將亦此屋ちん五拾五貫目訴訟申上事、日本、御上様ヨリ、お

らんだ之國ノ貧人共へ御慈悲不可勝計也、

一日本ニテ、おらんだ人相果申たる時ノ爲ニ御座候條、死かいノ置所少訴認申上度候、其故ハ、御國ヲ頼ミ罷渡り、死骸ヲ海底にまつめ申事、餘り殘多奉存候、故ハ、寢前平戸ニても、死骸の置所ヲハ申請候、其上何國ニテモ死骸を海底ニまつめ申たる例無御座候へハ、四方之風聞無面目次第ニ候、就中以下之者、くちノさかなき御事ニ候へハ、水主共國々へ罷渡り、日本ノ御仕置、かやうなる稀代之御事など申候へハいかし、

一おらんだ黒船、日本へ參着ノ時、追付舟中御あらため、其上番ヲ御付被成儀、御尤ノ至御座候、然れ共、其以前かやうニハ無之、併御意と被仰出たるうへハ、謹畏奉存事、

一御江戸各御奉行衆中として、被加御不便、向後於日本おらんだ不致迷惑様ニ、就中長崎ニておらんだ人ヲ打たしきなど不仕様ニ、扱又おらんだくろ船々長崎町之通路、諸商人つき島へ出入、何れも心安、以前ニ相違無御座やうニ、被仰付奉頼候、又黒船參着ノ時、石火や玉藥、其外諸武具御預り被成段、聊不苦儀ニ御座候、乍去拙者之儀、御譜代之被官同前ニ被思食上奉奉存候、其故ハ、抛身命御奉公申上度念留

ニ御座候、左様ニ候ハ、石火や諸武具、不及被成御預か、將亦拙者くる舟ニ、諸武具不足なるよし、おらんだノ敵國ニ傳聞候ハ、必此者共罷出拙者くる船ニ火ヲかくるか、或ハ邪魔ヲ可仕と令察候條、各御奉行衆中として、可然様ニ奉頼候、扱又御國ノ御面目もいかし、

ニおらんだ黒船歸國之事、九月廿日切之由、畏奉存候、然れ共、爲商賈致渡海くる船ニテ候條、願ハいつニよらす、仕舞次第ニ致歸國候様ニ奉頼事、

一訴訟申上ル事、我々壹人つゝニあたる後生之つとめの儀、むかしニ不相替つとめ申候様ニ、左候ハ、黒船陸共ニ、御赦免奉頼候、故ハ、御上様御延命長久之祈、扱又某くる船無事之ためニ御座候條、申上事ニ候、其上日本衆壹人ニても、我々おらんだノ宗旨ニすゝめ申たる儀、以前ヨリ今迄被及聞食ましく候、若陸ニてノ御赦免無之候ハ、くろ船ニテ奉蒙御赦免度候、其子細ハ、去年日本ヨリ歸國之時、黒船貳艘破損、并おらんだ人數多相果申候事、偏我々ニあたる所ノつとめヲ不仕故、天命がと奉存候、二艘之船ニて、損銀凡三千貫目程、此貳艘舟破損ニ付、致迷惑おらんだ人數多有之御事に候、おらんだ之儀、何國へ罷渡候ても、我々壹人つゝニあたる所ノつとめハ、よこたる事なく候間、御江戸各御奉行衆中として、被加御不便、御赦免

一拙者幾度も如令 言上、おらしたノ儀日本ニ對シ、毛頭如在不仕候處種々致迷惑
 やらニ被仰付候事、古しへ日本之 御仕置之外、憲法順道も致相違かと奉存候間、
 願ハ古 權現様 御朱印之趣、被仰付奉願事、然者南蠻人、いすはにや人ニよらず、
 日本 御上様ヨリ、拙者おらしたニ被仰付候ハ、委細謹畏、何國ニても罷出、御奉
 公可申上候、左候ハ、天道ノ御力も可被下か、
 一右之趣いかやうニ被 思食上候通、各御奉行衆として、御教書を被下、直ニ拜上
 申度候、
 一萬事聊之儀も不背 御意うへハ、拙者おらした人、必御國ヲ罷出たるも、御意に
 したがい申上ルまるしか、扱又商賣ニハ利徳も無御座事、
 一右之段、日本ニ對シ不足非申上、拙者おらした心中如在無御座通、具ニ令 言上迄
 ニ候願ハ被加御不便、以前ノことく商賣も心安仕候様ニ、萬事奉蒙御赦免度、念望
 不淺故、致 言上候、
 一拙者黒船ヨリ持渡申荷物共、若賣殘或ハ賣損なとも御座候ハ、則其代物ヲ此方
 へ持戻り候やうニ、被仰付可被下候、

一壹年かわり之おらした、かひたん、毎年御江戸へ罷下、御上様を拜し奉り候へ之
 由、謹畏添 御意ニて候、
 一かひたん、えんさらきと申者、今年日本ニテ致商賣様ニ申付候、然者右令 言上候
 ごとく拙者くろ船ヨリ持渡ル代物共、若ね段やすく、賣損參候ハ、少ニても賣不申
 様ニ申聞候條、其御心得被成御赦免奉願候、白糸まき物、まかいノ糖、かやうノ代物
 爰許へ持戻り候へは、ぐずらてと申國、又けれど申國、扱もはなと申國ニ持渡り、
 白絲百斤ニ付、銀子三貫目仕候、又おらしたノ國ニテハ、百斤ニ付、銀四貫目之相場
 ニて候、然者、先年日本ニテ賣損過分之事ニ御座候故、奉 言上候、將亦日本わつふ
 之賣ね、白絲百斤ニ付、丁銀貳貫貳拾七匁ニテ、則御藏納、五ヶ所之衆御取候事、
 一今度おらした、かひたん、ひいてると申者、御江戸へ指上、御上様ヲ拜し奉候様ニ
 申付候、來年ハ此者日本ニテ致商賣等ニ申聞候、然者日本はしめてノ者ニ御座候
 へ共、儲ニして正直ニ御座候之間、若日本之作法ニ可然かと、奉存御事ニ候、自然無
 調法之儀共、被加御不便奉願候、
 一絶拙者おらした人、御いとま申請致歸國候共、聊ノ捧物を以、使者壹人指上申度
 心中ニ御座候、かやうニ致 言上儀も、古 權現様御朱印之旨ニ被仰付、日本之通

路幾久御奉公申上度故種々令致訴訟候あはれ奉禁御恩事難筆紙盡候又今度指上申かひたんひいてる儀若不入御意ニ於被召返者各御江戸御奉行衆中とし

一 大明國ヨリ爲商賣毎年日本へ船共數多罷渡候通大明國ノ奉行共具ニ承届殊外致腹立候由其子細ハ惣別大明國ヨリ日本へ通路稠敷法度故大明國奉行共拙者方へ申參候するハ何國ニよらず於海上唐人船ニ行逢候ハ荷物人共ニ取候へ之由ニ御座候條先以致言上候間拙者おらした人ヲ聊も如在ニ被思食上間敷候憲法ヲ以申付所之曲事ヲ惡敷事ニ申なし候ハ國々之屋形ハ皆惡盗人たるへさか

一 幕前ヨリ令言上候様ニいすはにやノ國とほるとかるノ國此兩國之儀おらしたため鬱憤有之敵ニて候然所ニ近年おらしたノ國又ふらんさと申國此兩國一味ニ罷成いすはにや人と稠敷軍仕候處いすはにや人かけまけ申候然者ほるとかると申ハ南蠻人ノ國ニて候するヲ六十ヶ年以來いすはにやヨリ無理ニ致守護候子細者ほるとかるノ屋形以前被相果讓位讓國之子共依無之也然所ニ今度いすはにや人負軍之様子ほるとかる南蠻人共承及候ていすはにやを背キ古昔

ほるとかるノ屋形ノ子孫壹人有之ヲ則ほるとかるノ屋形ニそなゑ候へ共ほるとかる一國ノ力ニテハ不能成故おらしたノ國ふらんさノ國おらさノ國と申國々へほるとかるヨリ使者ヲ指遣偏頼由ニテ合力勢ヲ被申請候處何國よりも被致加勢候然者おらしたノ國よりも馬陸武者共ニ貳千騎黒船貳十艘被指遣候其時ノ約束ニいにしへノ主君ヲとり立るとよつて加勢其上なかなをり候乍去十ヶ年ノ切ニて候十ヶ年過候ハ又むかしのとく可爲敵味方等ニ候左候へハおらしたノ國ふらんさノ國扱ほるとかる兩三ヶ國一味仕りいすはにやヲ責申由ニ御座候此趣余國より被聞食上候ハ拙者おらした偽ものと可被思食上候條有體無殘所致言上候誠案ノ外之儀ニ御座候へとも世界之御事ニ候拙者致推量候するハ定而爰元もおらしたノ國可爲同前と奉存候併南蠻人とおらしたなかなをり候ても心中替儀少も無御座日本之御奉公ハむかしニ致相違間敷候將亦いすはにや人と南蠻人敵味方ニ罷成候とても彼兩國之者共ヲ二度日本へ被召寄事いかニ奉存候其故ハ彼者共ノ偽表裏各よく御存知之前ニ御座候其上拙者領地之國々へ一城ヲ構たる程ノ所ニ南蠻人一人も出入仕らせ不申候又南蠻人おらしたなかなをり申たるとても國々之邪魔ニ罷成儀ハ聊無御座事

拙者心中有體不殘致 言上候

右數ヶ條訴訟申上事若 御公儀へはいまた御存知無御座かと疑も依有御座具ニ
令 言上候條此趣各江戸御奉行衆中として可然様御取成、御披露被成被加御不
便、いにしへ古 權現様 御朱印之旨、不致相違様ニ、偏奉頼候就中おらんだノ儀、
御譜代ノ被官と被 思食上、彌以忝奉存候、誠恐誠惶、謹言、

寛永十九年陸月二十九日、

おらんだ、せねらる、安當仁、

進上

半天滿

御江戸御奉行様中、

志やかたらヨリ、

御小性衆中御披露、

(イ) 此書翰は、オランダのハーグ市の國立文書館に現存す、縦約六寸三分の洋
紙を、二十一枚糺ぎ合せ、總長約三十五尺あり、毛筆を以て認めたるものな
り、同文の書翰他に二通あり、本書翰にはdの符號を附し、他の二通にe、f
の符號を附したり、之を以て考ふれば、此外にa、b、c三通の書翰あり、不着
の恐あるを以て、別々の船に托して日本に送り、其一を幕府に呈せしなら
ん、右書翰の出島の商館に着せしは、千六百四十二年八月なりしといふ、

(ロ) オランダ、カピタンは是年新任のオーフェルトワールテン Pieter Anthoniszoon
Overtaker なり、

(ハ) 千六百四十二年より起算して三十八ヶ年前に當るは、千六百五年なり、同
年ヤコブ、クワケルナックが渡航許可の朱印を携へて日本を去りしを以
て、オランダ人通商の始めと爲し、ならん、(異國日記抄第一一八頁參看)

(ニ) 平戸のオランダ商館に於ては、貨物保管の爲め、新に石蔵を建造し、寛永十
七年其功を竣へしが、同年九月二十五日井上筑後守、幕府の命を帯びて平
戸に來り、其破壊を命じたれば、蘭人は止むを得ず、船員二百名を督して破
壊に従事し、近隣の日本人二百餘名も亦助力し、一晝夜にして略之を終了
したりといふ、幕府は翌年本館の破壊を命じ、同年四月蘭人をして長崎の
出島に移らしめたり、

(ホ) ローマのババ Papa 法王なり、

(ヘ) 慶長十四年(千六百九年)家康より、渡航許可の朱印を得たることをいふ、(異
國日記抄第二〇頁以下參看)

(ト) 島原一揆の際、オランダ商館長クーゲバッケル Nicolaes Conckebucker は、長

崎奉行の命を受け、寛永十五年一月八日、ライブ號に砲十五門を搭載し、自ら之に乗組みて戦地に向ひ、十一日原城下に着し、翌日より砲撃に従事せしが、攻圍軍司令官の命により、一月二十六日平戸へ歸航せり、
(千) 千六百四十一年、總督が慶長十四年の朱印狀を日本に送りしをいふ、(異國日記抄第三一頁參看)。

(リ) ル、メー、ル Maximilien le Maire なり、

(又) 酒井讃岐守忠勝、松平伊豆守信綱、河部豊後守忠秋、井上筑後守政重、馬場三郎左衛門利重、牧野内匠正信成なり、

(ル) 出島なり、寛永十二年に長崎の海岸を埋め立て、造りたる、扇の地紙の形の小島にして、原とポルトガルの商人を置きし所なり、オランダ人移り住みし後島の入口に制札を建てたり、之によりて取締の嚴重なりし一端を推知すべし、

禁制、

出島町、

一 傾城之外女入事、

一 高野ひしり之外出家山伏入事、

一 諸勳進之者竝乞食入事、

一 出島廻り榜示杭より内船乗込む事、附り橋の下船乗り通る事、

一 故なくして阿蘭陀人出島より出る事、

右之條々堅可相守之者也、

(ヲ) ポルトガル語 トロンベータ Trombeta 蘭語 トロンベッタ Trompet 喇叭なり、

(ワ) カボ、デ、エス、ペ、ラン、サ Cabo de Esperança 喜望峯なり、

(カ) エルセラック Jan van Elsenack なり、

(ヨ) インドのグゼラテ Guzerate ならん、

(タ) ビーテル、アントニスゾーン、オーフェルト、ワール、テル、なり、

(レ) 千六百三十五年、兩國の間に同盟條約を結び、イスパニヤに對抗すること
を約せしをいふ、

(リ) 千五百八十一年、ポルトガル王エンリケ Enrique 崩じて、王位を繼承すべ
き子なかりしにより、イスパニヤ王フェリペ二世、其母ポルトガルの王室
より出しを以て、終に王位に即き、爾來ポルトガルはイスパニヤの兼領す
る所となりしが、千六百四十年に至りて、獨立し、ポルトガル王室ブラガン

。ザ家のジョアン四世 *João IV* を擧げ、十二月十五日即位式を行へり、新王の即位を報じ、日本との貿易を復舊せん爲め、ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザ *Gonçalo de Siqueira de Souza* 特使として、千六百四十四年一月ポルトガルを發し、ゴア、マカオを経て、千六百四十七年七月二十六日(正保四年六月二十四日)長崎港に着せしが、幕府は再び貿易を開く事を欲せず、使節を引見せずして、歸航を命じたれば、葡船は九月四日(日本曆八月六日)出帆して、マカオに向へり、(亞媽港紀略稿參看)。

(ツ) 千六百四十一年六月一日、フランスと同盟條約を締結せしむ。

(ネ) ジョアン四世は即位後、トリスタン・デ・メンドーサ *Tristão de Mendosa* を大使として、オランダに特派し、交渉の末、千六百四十一年六月二十二日兩國の間に十年間の休戰條約を締結し、オランダ政府は船艦二十隻并に騎兵歩兵各一レジメントを以て、ポルトガルを援けることを承諾せり。

(ナ) アントニオ・ファン・デーメン *Antonio van Diemen* なり、千六百三十二年蘭領インド總督府の總務長官となり、千六百三十六年總督に昇進し、千六百四十五年四月十九日死するに至るまで其職にありき。

(ラ) ジョカトラ *Jocatra* なり、今のバタビヤの地なり。

第二十號 蘭領インド總督より長崎奉行に贈りし書翰

未雖申通候、一書令啓上候、日本天下國家御安穩ニ有御座由、幾久拙者式迄、大慶不淺奉存候。

一先年かひたん、かろん歸國ノ時某へ申聞候するハ、日本之様子殊外六ヶ數罷成候通具ニ物語仕候就其我等迷惑之段、難筆紙盡候然所ニ牧野内匠正様、筑後守様、末次平藏殿などへ、以書狀申上候へ共、終御返事不被下事、無心元奉存候、將亦今度かひたん、らめる申候するも、日本ノ儀去年ニ今年ハ稠敷、昨日ニ今日者猶六ヶ數罷成候由申候條、萬事おほつかなきノ間、恐多御座候へ共、今度御江戸 御奉行様中へ捧一書申上候、近比御手前様御大儀ニ奉存候へ共、儘與指上奉頼候、就中訴訟申上ル事共、寢前ニ相違無御座やうニ被加御不便奉頼事。

一爲 御意おらんだ之儀、長崎へ罷移候條、萬事不致迷惑様ニ、仰付被下候ハ、別而可爲御恩候、然者拙者おらんだ人ノ儀、御公儀へいかやうニ被 思食上候や、願ハ 御内意ニテ、具ニ被仰下候へかし、偏奉頼候、其故ハ、拙者おらんだ至日本商賈

ノ儀、若不入もの共被 思食上候ハ、委細長ともかくも 御意次第ニ可仕候、願
ハひかしニ不相替、日本へ致通路幾久 御上様ヲ拜シ申上度念望ニ御座候、將亦、
商買ニ利徳モ無御座、過分損仕る事のみ、扱おられた人致迷惑儀事ニ多候へは、以
來ノ商買いか、

一 御手前様ノ御取成を以、今度拙者致 言上所ノ御返書ヲ、拜領申上候様ニ、就中拙
者おられたノ儀、御引廻被成、御公儀ヨリ被加御不便、いにしへノこと、被 仰
下候やうニ奉願候、左様ニ候ハ、御手前様之御恩、忝次第不淺奉存知事、若又相應
ノ御用等候ハ、いかさま御馳走可申上候、少分ニ御座候へ共、

一 伽羅百五十目、但木登ッ、
一 へるしや金襴壹端、

一 珊瑚珠十貳、秤目貳十目ニ不足、

一 へいさるノ石貳ッ、同十壹匁、

一 遠目かね貳ッ、是ハこしらへ見苦候へ共、よく見え申候、

一 羅字ノ圖しや香貳百三十七匁、
ほるかす卅二、

今度はしめて申通ル書中之驗迄ニ致進上所、萬端難筆紙盡候、恐惶謹言、

おられた、せねらる、安當仁、

寛永十九年陸月二十九日、

半天滿

しやかたらより、

進上

長崎政所様

追而申上候、御江戸 御奉行様中へ指上申書札ノ寫、則御手前様へ進上申條候
よく、御らん被成、拙者おられた人ニ被加御不便候やうニ、御取成奉願候、爲
念御座候條、態如此候、以上、

(イ) 此書翰も亦、ハーグ市の國立文書館に現存す、縦約六寸三分の洋紙を、四枚
継ぎ合せ、總長約六尺二寸あり、毛筆を以て認めたるものなり、他に同文の
書翰一通あり、

(ロ) カピタン、カロン François Carou なり、濱田彌兵衛等が、臺灣に於てノイツを
捕へし時、通譯として側にあり、千六百三十六年一月日本に渡り、翌年江戸
に至り、幕府よりノイツの解放の命を得、千六百三十九年二月平戸商館の

長となり、千六百四十一年二月まで其職にありき、其後インド總督府の重職に歴任し、又臺灣の長官となり、次で歐洲に歸り、後佛國政府に用ひられて、東インド商會のマダガスカル、スラット等の貿易事務長官となり、千六百七十二年歸國の途中、その乗船難破して死せり、

- (ハ) 牧野内匠正信成、井上筑後守政重、末次平藏なり、
- (ニ) ヘルシヤ Persia なり、
- (ホ) ヘンツアル bezour の石なり、動物の體內より出でたる石にして、往時は之を解毒藥として用ひたり、
- (ヘ) ラオス Laos なり、

第二十一號 英國王チャールズ二世より將軍家に贈り

し書翰^イ

Charles the Second, by ye grace of God, King of England, Scotland, France and Ireland, Defender of ye Faith, To ye Great and Mighty Emperour of Japan, wisheth all health and happines.

Great and Mighty Emperour! Some yeeres past, our East India Company did by Treaty

with Your Majesty's Royall Predecessors obteyne a freedom of Trade in your Empire of Japon, and had divers Privileges by articles granted unto them; and though they were very kindly treated by Your Majesty's Royall Predecessors, yet found some discouragements in their Trade at that time, and severall occasions since have hindered them from returning; but now have made preparacions to renew their Trade. We, therefore, doe desire that Your Majesty would be pleased to afford them Freedom of Trade, Protection and Encouragement; and as Your Majesty's Subjects can justify their former fury, just and peaceable comportment, so we assure Your Majesty, that you shall find them to continue ye same to ye great well pleasing of Your Majesty and advantage to your Subjects; for by the same they have made themselves desirable, and obeyed great privileges in other great Empires and Kingdoms of the East.

The Great God that gave being to ye world, and appointed Nature what it should bring forth in each country, where Products are various for the accomodacion of humane Nature and Society, hath accomodated Your Majesty's Empire and our Kingdoms, so as more than ordinarily to suit in Commerce with each other; yours abounding in Gold, Silver and Copper, being of great use for the carrying on of Commerce and Trade; and our Kingdoms affording such great varieties and quantities of woollen cloths and stuffs fit for the clothing of all sorts of persons, which not only tend to ye great health and fortifying ye spirits of, and delight to, them that wear them, especially in such climates as your Empire, but are much more lasting and cheaper than other clothing, which causeth so many Countreys to desire them, that our Merchants doe vent exceeding great quantities thereof; wherefore if Your Majesty shall encourage the use thereof in

Your Dominions, you will finde ye conveniences aforesaid, with the increase of Trade in Your Majesty's Empire, with mutual Amity and Friendship between us, and correspondence between our Subjects to ye strengthening of each other; and so we recommend you, Great and Mighty Emperour, to ye safeguard and Proteccion of ye Almighty, wishing Your Majesty a long and happy Reigne. Given at our Court at Whitehall, the Four and Twentieth day of August, 1671.

Your affectionate Friend,

Charles Rex.

第二十一號 英國東ノンド商會より將軍家に送ヤリ書翰

May it please Your Imperial Majesty: About 57 years since, in ye time of Sir Thomas Smith, Governour, In ye 4 month and in ye 18th yeare of ye then Dauro, we did obtaine of Your Majesty's Royall Predecessors by Treaty, a Free Trade forever in Your Majesty's Empire of Japan, with many other Privileges, as may appear by ye said articles. And though your Majesty's Royall Predecessors did afford proteccion, doe Justice, and deale favourably with our Factors and People; and Your Majesty's Subjects treated them with civility and kindness, yet such were then the many losses of our ships, ye small vent of woollen manufactures, and other discouragements yt then happened as occasioned us to leave of ye trade for yt time, with inten-

tion to have speedily returned againe; of both with our Factors, there residing, gave notice to Your Imperial Majesty's Royall Predecessors; yet by many occasions have been longer hindered than we did intend.

But, now, upon consideration yt our King's Majesty's Dominions in Europe doe afford such large quantities of good woollen cloth and other woollen Manufactures yt are so suitable for ye use and health of Your Majesty's Subjects in ye wearing thereof, which weo understand is now done in a greater proportion than formerly; and by ye bringing severall other commodities to Your Majesty's Empire we may much further ye trade thereof, doe under Your Majesty's gracious favour and proteccion, renew our former trade upon ye aforesaid Articles. To which purpose, for a beginning, we have sent severall ships, with divers commodities of Europe and India, but chiefly from ye Dominions of our Royall Sovereigne, and have employed therein a Chief and Councell, authorized by us; unto whom we pray Your Imperiall Majesty wilbe graciously pleased to give Credence on our behalfe, and favourably to admit us againe to trade in Your Majesty's Dominions, and to afford them Your Majesty's gracious favour and proteccion; and to confirme unto us ye former articles, and grant such further as in Your Majesty's great wisdom shall be found convenient for the carrying on of trade in Your Majesty's Dominions. And we shall be carefull to employ such as shall act with all due observance of, and honour towards Your Majesty with peaceableness, civility and kindness towards Your Majesty's Subjects, as our Factors have formerly done. And we hope by Your Majesty's encouragement to increase the trade of Your Majesty's Dominions, in Europe and India commodities, and to take off considerable

quantities of what Your Majesty's Empire affords; especially if Your Majesty shall graciously pleased to consider ye cheapness, healthfulness and great use of cloth, and other Wollen Manufactures, and to encourage ye wear thereof in Your Majesty's Dominions; our desire being only to carry on trade in a peaceable manner, in Your Majesty's Empire, as we doe in all other places in India.

The almighty God grant Your Majesty health, with a long and happy Reigne, Great and Mighty Emperour! We subscribe ourselves,

Your Imperial Majesty's most humble Servants.

Dated in London, at ye East India Court,
this 6th of September, 1671.

(4) 第二十一號及び第二十二號の書翰は、ロンドン市インド事務省に藏する。支那史料追加 Supplement to China Materials 第一卷に載せたるものなり。英國東インド商會は、千六百二十四年に平戸の商館を閉鎖したる後、屢々再び日本と貿易を開かんことを計りしが、千六百七十一年四月に至りて、終にこの目的を以て商船を日本に送ることに決し、又日本商館の事務員數名を任命せり。商船三隻は同年九月出帆し、パンタンを経て翌年七月二十

六日臺灣に着せり。千六百七十三年六月二十日、リターン號 Return 一隻澎湖島を發して日本に向ひ、七月九日延寶元年五月二十五日(長崎に着し、直に奉行所を経て幕府と交渉せしが、終に貿易復興の許可を得ず、九月七日(日本曆七月二十七日)出帆して歸航の途に就けり。英船來航の顛末は、ケンペル Engelbert Kaempfer 著日本史英譯の卷末に載せたる日本日記 'The Japan Diary' 及び長崎古今集覽に載せたるエゲレンス入津萬覺帳に就て見らるべし。

右の書翰には、ラテン語及びポルトガル語譯文を添へて携へ來りしことは、長崎入港の初めに、船長より奉行所の吏員に通ぜし由なるが、上陸の許可を得るに至らずして歸航せしが故に、再び携へ歸りしならん。東インド商會は、リターン號の失敗に懲りず、千六百八十一年、パンタンの領主及び東京の王に託して、再び日本に書翰を送らんとし、翌年又暹羅王に同事を依頼せしが、何れも其目的を達するに至らずして止めり。

第二十三號 異國御朱印帳

一慶長十一年丙午八月十五日、平野孫左衛門、

午九月五日ニ渡候、去年御朱印請取、

一慶長十一年丙午九月十五日、安當仁からせず、

普界一ムリヤウ一惠之、去年ノ御朱印但四ハ此秋可渡海ノ由也、

御報案

來翰披閱、黑船壹艘渡海、國中ノ人民、商賈於無違亂様ニ加嚴命候、惣別從異國之商舟、於此地非義非法無之様ニ堅申付候、貴國之先守護遵行ニ付、諸式爲各奉行之由、珍重々、其地之土宜、如目錄到來、懇意欣悅之至候、本邦之鎧四領共六具、進入候、表寸志候、不宣、

慶長十一年丙午九月十五日、御印、

呂宋國奉行衆 回麟、

右ノ御書并員足四領六具ノ分渡之、請取鍋島内者、滿野助右衛門、通事ヘイト、
口兩判、

一慶長十二年丁未六月廿六日、小西長左衛門拜領、本上州可渡之由有狀、

蹈皮三足無緒ニ重蹈皮貳惠之、七月五日取ニ來、普界一惠之、

一同年六月廿六日、平野孫左衛門拜領、本上有狀、

丁未七ノ廿二日渡候、去年呂宋ノ御印請取、暹境十兩惠之、七月十六日ニ渡候、

一同年六月廿六日、松浦法印拜領、本上州有狀、

使者橋入右衛門渡候、請取在之、御印紙不來前ノ御朱印可被渡之由、遣一札於松法、

暹羅國

一慶長十一年丙午十月八日、今屋宗中、普界一惠之、

此日御朱印渡候、并御書一通、御具足三領、御中卷十柄請取ノ由、請取在之、後藤庄

三被渡候由文アリ、

葉良ハ儀ナんだハなんミけるスんヘ遣ノ御書ハ未渡之、安仁來リ次第也、此

以前ノ御朱印、頓而可上ノ由、請取ニ書之、
日本ヘ商船被渡候者、不可有疎略候、國々所々雖何之津湊、如何様ニ商賈候共、可被心安候、押買押賣違亂在之間敷間、舟何程成共、渡海可然候、委曲從安仁方可申候也、

慶長十一年丙午拾月十日、

御印、

半南土美解留、

閩古邊果伽羅那加、

此御書今屋宗中ニ渡候、

午十一月九日、右ノ御朱印並安仁文、今屋宗中ニ渡候、請取在之、

第二十四號 異國御朱印帳

(イ) 圓光寺元信が出し、朱印の控なり、承兌遷化の後、元信朱印の事を掌れり、
これは前號と同じ卷に、崇傳が自ら謄寫せしものなり、

呂宋國

一自日本到呂宋國舟也、

慶長十四年己酉正月十一日、平野孫左衛門白

物一惠之、

右是ハ來年十四年ノ御朱印也、慶十三、七月廿三日、於駿府書之、



元倍畫像

一自日本到呂宋國舟也、

慶長十四年己酉孟春十一日、長崎安當仁、か

らせいす、取次本上、使あんでれ、リンス一端

惠之、

右來年ノ御朱印也、駿府ニテ申ノ七月廿七日ニ書之、

一自日本到……………也、

右慶長十四年己酉正月十一日、

小西長左衛門拜領御朱印也、本上州狀アリ、卷物一被惠之、普界一被惠之、酉ノ八月十五日、於駿府書之、

一自日本到……………也、

右慶長十五年庚戌正月十一日、

平野孫左衛門拜領御朱印、本上州取次、後庄三〇西條使也、戌八月十四日於駿府書之、普界一被惠之、

一自日本到呂宋國舟也、

右慶長十五年庚戌正月十一日、

長谷川權六拜領御朱印、本上州取次、普界一被惠之、酉ノ九月十六日書之、

一自日本到……………也、

右慶長十六年辛亥正月十一日、

平野孫左衛門拜領御朱印、後庄三取次、本上州狀アリ、普界一被惠之、戌九月廿六日書之、

第二十五號 異國渡海御朱印帳

金地院崇傳が出し、朱印の自筆の控にして、前二號と合本なり、慶長十七年五月元信遷化後崇傳其任を承けたり、

呂宋國

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長十八癸丑年正月十一日、

村山市藏拜領也、長谷川左兵衛殿が申來、五通之内也、慶長十七、十二月廿六日、於駿府書之、功不來、

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長十九年甲寅正月十一日、

小西長左衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹場が狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書之、此時之理共、交趾之下ニ具ニ記之、五通之内也、

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長十九年甲寅正月十一日、

木津船右衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹場が狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書之、此時之出入理共、交趾之下ニ詳也、五通之内也、

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長十九年甲寅正月十一日、

呂宋ノしんによる、まるとろ、めていなニ被下、長谷川左兵衛極月四日之狀來、慶長十八、十二月十六日、駿府ニ而書之、奇特ヤ喜兵衛ニ渡候、普界一惠也、此しんによるハ京へ上リ、長老ハ下府、途中ニテ行違テ、又使者を下ス由也、奇特ヤ來りて理ル也、左兵衛殿ノ狀ニまかせ、御印紙來候間書て渡候也、

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長十九年甲寅四月八日、

長崎ノ西るいすニ被下、本多上野殿狀アリ、於駿府書之、寅ノ四月八日ニ書之、普界一惠來、後庄三ノ使依ル、るいす來、則書テ渡之、同十日ニ庄三が狀來リ、御印御押之時、ぢ、み候間、書直候へと申來、則書直渡候、御印之ぢ、み候をも庄三へ渡ス、

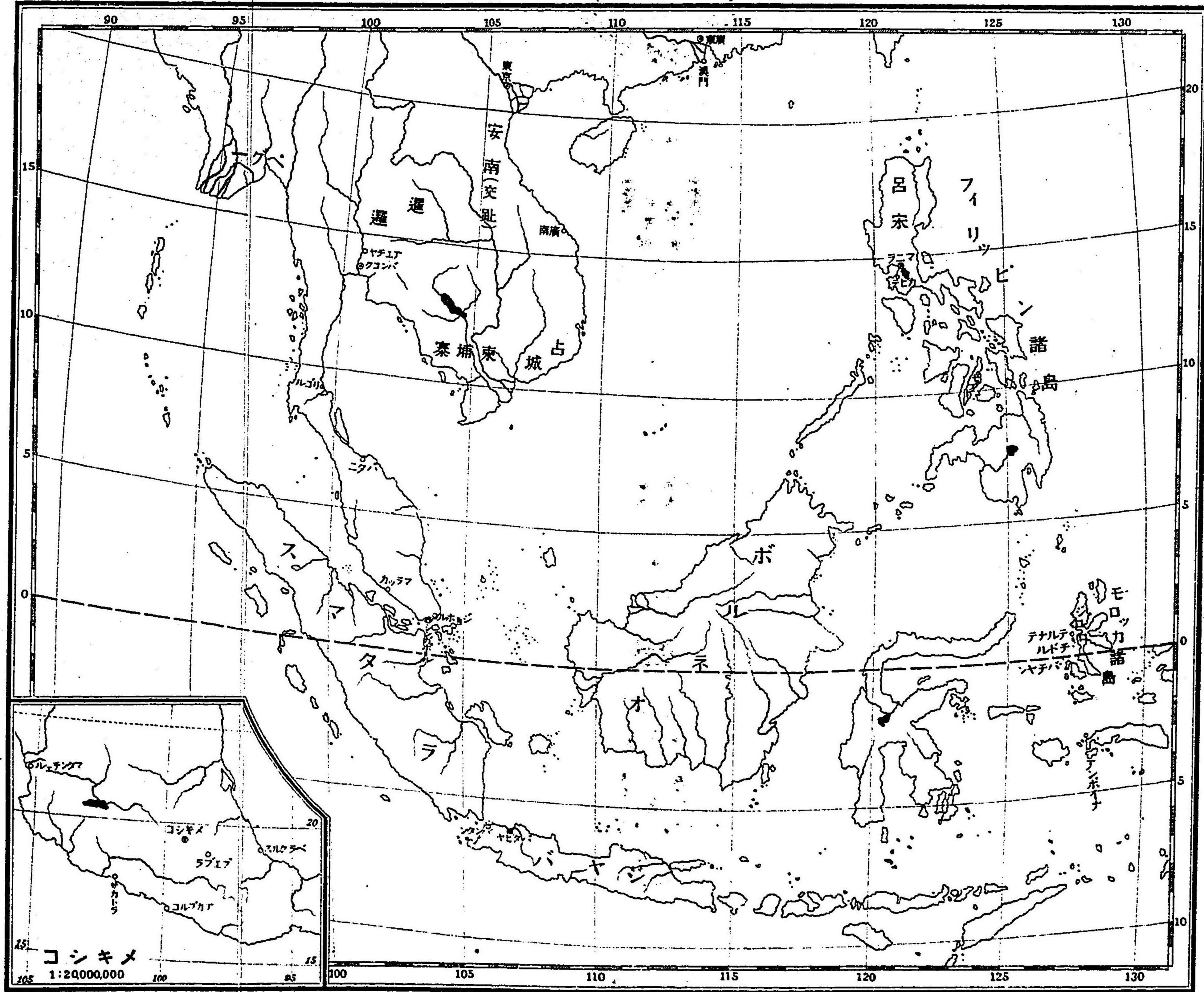
南蠻人めりな、わかき者、但船右衛門と左兵が書來、

一自日本到呂宋國舟也、

右、慶長貳拾年乙卯正月十六日、

船右衛門拜領、長谷川左兵衛取次、狀アリ、慶長十九年十二月十五日、攝州天王寺ニテ書之、交趾へ三通、呂宋へ一通、以上四通一度ニ書テ渡之、

德川時代交通諸國略圖



1:20,000,000

索引

五十音順

- アカプルコ (Acapulco) メキシコ國西岸の港 五九二〇二二〇二附八九三二二三
アタニヤ(郎)敵洛黎勝君迎 Don Pedro de Acuña ルソン長官一六〇二年至一六〇六
年(三) ルソン長官の項を見よ
アダムス (William Adams) 江戸居住英人三浦安針と稱す(四〇二二〇二三四二三七
天川(阿媽港 Amacao) マカオ港なり同項を見よ
アンジン(安仁)三浦安針なり(一三四一三七附七七 アダムスの項を見よ
イギリス、オランダと防禦同盟 一八二一八三二八五
イギリス國王書翰 ジェームス一世 (James I. 一六〇三年至一六二五年)一六一一年一月日
本國王宛 一三三三三六三三七 ナキールヌ二世 (Charles II. 一六六〇年至一六八五
年)一六七一年八月日本國王宛 附六八七三
イギリス商館 平戸に設置 一三四一六六附七二 引拂 一六六附七二
イギリス船渡航免許狀 慶長十八年八月 一五七至一六六 元和二年八月 一六六至一六八
イギリス船渡來 一三四一六〇一六六附七三

イギリス東インド商會書翰 一六七一年九月、日本國王宛 附七三、

イギリス貿易 一五七一五八附六九七、七三、

イスパニヤ (España) 三、オランダと休戦條約 一二四、二七、

イスパニヤ國王フェリペ三世 (Felipe III. 一五九八年至一六二一年) 肖像六四、伊達政

宗の使節引見 附三三、書翰 一六一三年六月家康宛 附一〇、一六一三年十

一月秀忠宛 附一三、一六一六年七月伊達政宗宛 附四五、

家康 イギリス人引見 一三三、一三四、イスパニヤ人引見 三六四、四二五、九六〇、八五一

〇四、一〇五、一〇七、一四二、一四三、附二九、オランダ人引見 一〇八、一八〇、ポルトガル

人引見 四五、六五、一七九、書翰 イギリス國王宛慶長十八年九月 一五二、二五五

一五六、イスパニヤ國王宛慶長十四年十二月 附六一〇、オランダ國王宛慶長

十四年七月 一七一〇、十七年十月 一三〇、一三一、ゴア總督宛慶長十七年九

月 九六、メキシコ總督宛慶長十七年六月 五三六、ルソン長官宛慶長六年

十月 一九八、七年八月 二〇三、七年九月 二一〇、十年 附三、十年九月

附七五、十一年九月 附七六、十三年八月 九、十四年七月 一五、十四年十

月 七三、十六年九月 四二、十七年九月 一〇四、十八年九月 一六八、

浦賀浦川 五七九、一三四〇、五九六〇、六二、一六六、二〇〇、二〇一、附九、

エスケラ (Juan Esquerro, ルソン船長) 一一三、八、四、四二、

圓光寺元信 薩摩、伍陸九、一、一四、一七、三六、六四、附七八、

オランダ イギリスと防禦同盟 一八二、一八三、一八五、

オランダ ポルトガルと休戦條約 附六四、

オランダ國王マウリチウス (Mauritius de Nassau 一五八四年至一六二五年) 一〇八、一一七、一

一八、書翰 一六一〇年十二月、日本國王宛 一七二、五、一〇八、一一六、一一七、一三一、

オランダ人家庭に關す 一〇八、一八〇、

オランダ人臺灣占領 一九三至一九七、

オランダ人東洋來航 一一〇、一一一、

オランダ人原城攻圍軍を接ぐ 附四九、六二、

オランダ商館 平戸に設置 二〇二、四、一〇九、一一三、一一三、破壊 附四八、六一、長崎に移る

三一、附四九、五〇、六一、六五、出島蘭人取締 附五〇至六三、

オランダ船渡航免許狀 慶長十一年十月 附七七、十四年七月 二二、二八、三〇、三二、三二、三三、三三、

九六二、十六年七月 一三六、一三七、一三九、十七年十月 一三三、一三三、

オランダ船渡来 一七二四、四〇、一六、一八、二四、二六、二九、三二、三八、四〇、四九、一七、
 オランダ領インド總督 一二五、書翰 カルベンチール一六〇二年五月土井勝宛一
 九〇、ファン、デーメン寛永十九年六月江戸奉行宛 附三一四八至六〇、同長崎奉
 行宛 附六五、ポット一六一二年三月、日本國主宛 一二三、
 學校 足利學校住職なり、圓光寺元信の項を見よ、
 加藤主計頭清正 書翰 慶長元年十月ルンソン長官宛 附一五、
 カルベンチール (Pieter de Carpenterier 蘭領インド總督一六二二年至一六二七年) 一九〇、
 九四、

カロン (Francois Caron 平戸オランダ商館長一六三九年至一六四一年) 附六五、六七、
 キラマスベイネ (Nicolaes Puijck オランダ商人) 二二二、二二三、二三四、三〇、
 基督教宣教師 渡来 一八六、一八九、二一九、二二〇、附二二二至二七、退放 一七四至一七八、
 クルウンズイケ (Jacob Groenewegen オランダ商人) 二二二、二二三、二三八、二二九、
 クワケルナック (Jacob Quaekeernaek オランダ船長) 二二二、二二〇、二二八、二一九、
 コマ (Goa) 四四、使節渡来 四三四、五、總督デ、タボラ(雷羅令所德、大奥六 Buy Lourenço
 de Tavora) 六六、六九、書翰 日本國王宛 六六、

ゴア船渡船免許狀 慶長十六年九月 四三四、四、
 コーサインス (Jan Consijnsoon オランダ商館通譯) 二五、
 後藤庄三郎光次 一四、一六、四八九〇、四九、書翰 マカオ政廳宛慶長十六年 四八、十七年
 九月 一〇三、ルンソン長官宛慶長十七年九月 一〇七、十八年九月 一七三、一七四、
 コックス (Richard Coeks 平戸英商館長) 一三四、
 金地院崇傳 薩摩伍、一五、一四、三六、五〇、五八、六四、六五、一四六、一七四、一八四、一八六、附八〇、
 サントフォールト (Melchior van Santvoort 堺居住オランダ商人) 二四二、一、九、 (四四、
 サリーナス侯 (Don Luis de Velasco, Marques de Salinas メキシコ總督、後インド顧問會議長)
 島津薩摩守義弘 二一八、書翰 慶長十一年一月ルンソン大司教宛 二二〇、同ルンソン長
 官宛 二一七、
 島津少將宗久 書翰 慶長十七年八月ドン、マノ宛 二二二、同マカオ政廳宛 二二三、
 通稱 附七三七、七七、
 シヤカタラ (Jacatra 今のバタビヤ Batavia たり) 附六〇、六五、六七、
 シルバ(郎)宣系厘猫 Don Juan de Silva ルンソン長官一六〇九年至一六一六年) 三六、
 三九、八六、八八、ルンソン長官の項を見よ、

九五〇、五三、五四、六二、六四、六五、七三

鍋島信濃守勝茂 書翰 慶長十七年十月イヌパニヤ國王宛 附二五、十八年十月ルン
ン長官宛 附二六

ホレチ (阿雑舎羅列稱 Oratio Netti ポルトガル船長) 六六、六九、七二、七四、七九、九一、九八、
ノイツ (Pieter Nuyts オランダの臺灣長官) 一九、二一、九三、至一九七

渡邊兼成 (Nova Hispania) 四〇、五〇、五八、六二、一九九、二〇三、二〇七、二一〇、
長谷川左兵衛藤廣 四九、書翰 慶長十六年マカオ政廳宛 七二、八四、八五、同ルン長
官宛 四三

支倉六右衛門常長 附二九、三〇、三四、四〇、四六

バタニ (Batani) 二一、オランダ商館設置 二八

濱田彌兵衛 一九五、至一九七

ハンデンブルク (Abraham van den Broeck オランダ商人) 二二、三三、三四、三九、

ビスカイノ (Sebastián Vizcaíno メキシコ船司令官) 五九、至六一、附三一、三九

秀忠 イギリス人引見 一三四、イヌパニヤ人引見 四〇、五九、六一、附九、ポルトガル人

引見 四五、書翰 慶長十七年九月ゴア總督宛 九五、九六、十七年七月メキシ

ニ總督宛 六三、ルン長官宛 慶長八年一月 二一五、十三年八月 五六、十五

年五月イヌパニヤ國王宛 附七八

平戸 一八、三三、四三、三九、九一、九二、三三、三六、三三、三三、四一、六六、一八〇、一八二、一八五、一

九四、一九七、附四八、六〇、六六、七三

フマン、ギョーメン (安當仁、半天滿 Antonio van Diemen 蘭領インド總督一六三六年至一六

四五年) 附六〇、六四、六七

フヘルフーノホン (Pieter Willemsoon Verwoeven オランダ艦隊司令官) 二三

フライキエロ (Fray Diego de Santa Catalina イヌパニヤ使僧) 二〇、附九

フランソワ、ピットタル (François Wilbert オランダ艦隊副司令官) 二二、三三、三九、三九、三三〇、

ブルーワー (Hendrick Bronwer 平戸オランダ商館長一六一三年至一六一四年、後蘭領イ

ンド總督) 一一、五五、一一七、一一三、一一五、一一八〇

ペッソア、安直黎、騎校 Andre Passon マカオ船司令官) 三四、四四、四四、五六、六七

豊光寺承兌 鐵牌、伍、一九八、附七四

本多上野介正純 一四、一六、一七、五二、五七、七六、四六、六六、七八、八三、八八、九〇、一四二、書翰 慶長十七

年十月オランダ國王宛 一三二、ド、デ、ヨ、コ宛 慶長十六年 四六、十七年九月

100、ドン、メーノ宛十七年九月 101、マカオ政廳宛慶長十六年七月 四七、
 十七年九月 九八、100、マキシコ總督府宛十七年六月 五七、ルソン政廳宛
 慶長十七年九月 105、106、十八年九月 一七〇、
 本多佐渡守正信 一二三、三八四、書翰 慶長十三年九月ルソン長官宛 一二、
 ホルトガル國使節來朝 四三至四九、六五、八四、一七九、附六四、獨立 附五八、五九、六四、
 マカオ(媽港 Macao 澳門) 三三、日本人虐殺 三四四、五、四六、四八、七、八二、日本人渡航
 禁止 三三三、三四三、三五八、三、日本船入港 三四三、五、三三三、三三三、
 マカオ政廳 書翰 萬曆四十年六月家康宛 七五、同後藤光次宛 九〇、同本多正純
 宛 七八、元和七年六月土井利勝宛 一八一、
 マカオ船長家康に請す 四五六、五七一、七九、
 マカオ船渡航免許狀 慶長十四年七月 三二七、三八二、十六年九月 七三、八二、八四、八五、一
 〇〇、101、103、十七年九月 七三、八三、九七、
 マカオ船渡來 三三三、三四四、三五四、八、九、一〇、一一、一〇三、一〇七、一〇九、
 マカオ船 Madre de Deus 焚沈 三四四、五至四八、六、七、
 マカオの日本貿易 四五四、七、四八、八、一〇、一八、四、附六四、

マテリオン(Cornelis Matelief de Jonge オランダ艦隊司令官) 二二、二一九、
 南井兵庫守正輔 五〇、五八、五九、
 マニヨヌ(Fray Alonso Nuñez サンフランシスコ派宣教師) 二〇、附七至九、一一、一四、
 村山東安 四九、
 メキシコ總督 書翰 家康宛 五〇、五一、
 メキシコ貿易 五〇至五二、六二、九、九二、一〇一、一〇三、一〇七、一〇八、附六至九、三〇、三三、三四、四〇、四四
 三、
 メナ(宇西徹四、迷勝 Joseph de Mem ルソン政廳書記官) 一四九、書翰 一六一、三三年
 五月本多正純宛 一四七、同後藤光次宛 一五〇、
 モリーナ(Juan Baptista de Molina ルソン船長) 三九、四二、
 親王西京眞 一四、一六、附七、五、八、一八、二二、
 ルソン(呂宗 Izou) 三、在留日本人 四七、八、一〇、一六、九、一七、一、一九、九、二〇、五、附五、
 ルソン使節來朝 慶長十六年 四二、十七年 八五、十八年 一四三、寛永元年 一八六、至一
 八八、
 ルソン船長家康に請す 三六、四二、八五、一〇四、一〇五、一〇七、一四二、一四三、

ルソン 船渡航免許状

慶長七年九月 二一〇二二二二一四

十年九月 附七五

十四年十

月 三八、十六年一月 六四六五

ルソン 船渡来

四、五、七、一三、三六、三九、八六、一〇四、一〇五、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、附七

六、 エスピリツ、サント號

二一〇二二二一

サン、フェリペ號

二一〇二二二三

サン

フランシスコ號 四〇、五〇、五二、五九、二〇一、附二三

ルソン 大司教

フライ、ミゲル(輝來、綿倪、黎、明勝、蜜、抜、氏、Fray Miguel de Benavides) 二二〇

フライ、デ、エゴ(輝來、螺、敷、螺、峻、厘、啞、Fray Diego de Soria) 附二三

書翰

一六〇九

年六月 鍋島勝茂宛 附二二

ルソン 長官

書翰 アクニヤ家康宛 一六〇二年六月 二〇五、一六〇四年七月 附二三

一六〇二年六月 寺澤廣高宛 附一九

シルバ家康宛 一六〇九年 三六、一六一

二年六月 八六、一六一三年五月 一四三、一四四、後藤光次宛 一六一二年六月

九三、一六一三年五月 一五一、鍋島勝茂宛 一六一二年六月 附二四、一六一

三年五月 附二五、本多正純宛 一六一二年六月 八八、一六一三年五月 一四八

ルソン 渡航 日本船朱印

六五、一九九二〇六附一八、二〇七、四至八二

ルソン 渡航 日本船定数

二四、一九九二〇〇、二〇六附三一、八、二〇七、五

ルソン 逃亡人引渡 一四五、一四九、一五〇、一六九、一七〇、一七二、一七三

ルソン 貿易 八七、八九、一〇五、一四四、一四七、一四九、一五二、一八六、一八七、二〇〇、二一七

ル、メール (Maximilien le Maire、長崎オランダ商館長一六四一年) 三一、附六二

レルマ侯 (Duque de Lerma、イヌバニヤ國宰相一五九八年至一六一八年) 附六七

ローマ法王パウロ五世 (Paolo V、一六〇五年至一六一二年) 三三、書翰 一六一六年

十二月 伊達政宗宛 附三三、三九

索引終

明治四十四年三月十一日印刷
明治四十四年三月十五日發行

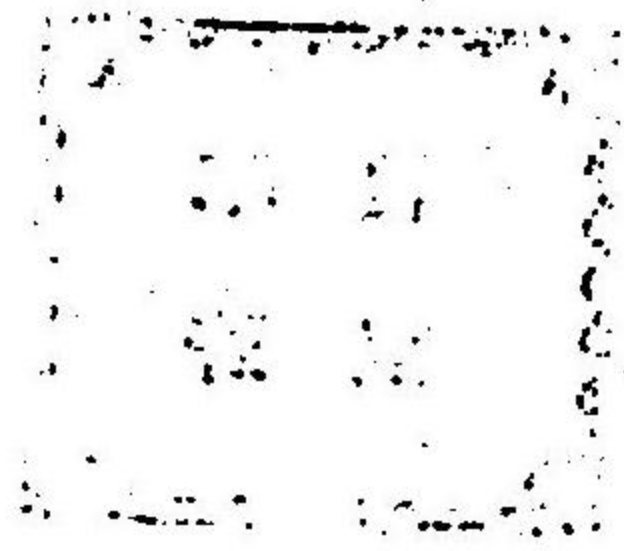
編輯者 村上直次郎
東京市小石川區關口臺町三十五番地

發行者兼印刷者 島連太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地



印刷所 三秀舍
東京市神田區美土代町二丁目一番地

2A76



大正九年十月七日

小牧実繁

